

福岡県公報

令和7年6月13日
第 603 号

目次

告 示（第376号－第381号）

○公金事務の委託に係る告示	（文化振興課）	1
○令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	（水産振興課）	1
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	（会計管理局会計課）	2
○公金事務の委託に係る告示	（教育庁財務課）	2
○令和7年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催	（畜産課）	2
○鳥獣保護区特別保護地区の指定の案の縦覧	（自然環境課）	2
公 告		
○落札者等の公示	（総務事務厚生課）	3
○建築基準法に基づく一定の一団の土地の区画等の認定の取消し	（建築指導課）	4
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	4
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	4
○令和7年度クリーニング師試験の実施について	（生活衛生課）	4
○県営土地改良事業計画の決定	（農村森林整備課）	6
○令和7年度製菓衛生師試験の実施について	（生活衛生課）	6
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	7
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	7
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	（農村森林整備課）	8
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	（廃棄物対策課）	8

監査委員

○令和6年度包括外部監査結果の公表	（監査委員事務局総務課）	9
再 掲		
○議会事務局職員の駐在場所及び担当事務	（議会事務局総務課）	108

告 示

福岡県告示第376号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社西日本新聞イベントサービス

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区天神一丁目4番1号

2 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

大濠公園能楽堂における行為の制限の許可に係る使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年2月28日

4 委託をした日

令和7年2月28日

福岡県告示第377号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ (小型魚)	24.1トン	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理 区分	24.1トン
くろまぐろ (大型魚)	47.5トン	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理 区分	47.5トン

福岡県告示第378号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧 事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の住所 及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	176	福岡市南区塩原二丁目 3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 眞鍋 良二	福岡市南区塩原二丁目 3-1 南警察署内	令和7年 4月1日
旧事項	176	福岡市南区塩原二丁目 3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 藤井 一郎	福岡市南区塩原二丁目 3-1 南警察署内	

福岡県告示第379号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

九州デジタルソリューションズ株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地

熊本県熊本市西区春日一丁目12番3号

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

福岡県立学校授業料等徴収条例（昭和27年福岡県条例第14号）第2条に規定する県立高等学校授業料及び同条例第7条に規定する県立高等学校入学科等

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年4月1日

4 委託をした日

令和7年4月1日

福岡県告示第380号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように令和7年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟
講習会開催期日	令和7年7月24日から同年8月29日まで （福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日及び令和7年8月12日から同月15日までを除く。）

福岡県告示第381号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、福岡県知事に当該指

針の案についての意見書を提出することができる。

令和 7 年 6 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特別保護地区の名称

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

糸島市志摩姫島に所在する烏帽子島全域

3 特別保護地区の存続期間

令和 7 年 11 月 15 日から令和 17 年 11 月 14 日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

烏帽子島鳥獣保護区は、糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置し、周囲約 800m、海拔 42m の小さな岩礁であり、植生はほとんど見られない。また、当該地域の周囲は海食崖の直立海岸であり頂部には無人灯台がある。この灯台に登るためにつくられた道の石垣及び灯台の基礎の石垣が、福岡県レッドデータブック 2024 において絶滅危惧ⅠA 類とされており、国の天然記念物でもあるカンムリウミスズメの営巣場所となっている。

このため、当該区域の全域が特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該地域で繁殖する鳥獣及びその繁殖地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課

福岡県筑紫保健福祉環境事務所地域環境課

6 縦覧期間

令和 7 年 6 月 13 日から同月 26 日まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 6 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る契約事項の名称

令和 7 年度コピー用紙単価契約（知事・教育）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 5 月 21 日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	村田(株) 福岡支店	大野城市仲畑一丁目 5 番 26 号	37,785,000 円
(2)	福岡（北）地区	(株)H I R A T A	福岡市中央区清川三丁目 31 番 1 号	33,569,360 円
(3)	福岡（南）地区	(株)H I R A T A	福岡市中央区清川三丁目 31 番 1 号	35,905,100 円
(4)	北九州（北）地区	(株)セラビ 福岡支店	福岡市博多区豊一丁目 4 番 30 号	29,652,700 円
(5)	北九州（南）地区	キングテック(株)	北九州市小倉北区東港二丁目 5 番 1 号	13,455,310 円
(6)	筑豊地区	(株)玉置	飯塚市徳前 24 番地 2	26,407,040 円

(7)	筑後（北）地区	(株)永池 福岡支社	大野城市大池二丁目 24番 6 号	24,099,240円
(8)	筑後（南）地区	(株)内野	久留米市東合川五丁 目10番 5 号	21,888,020円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

令和 7 年 4 月 4 日

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のように
一団地の区域等の認定を取り消したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

申請者名	取消しを行った区域の場所	取消しを行った認定 番号及び認定年月日	取消番号	取消年月日
中間市長 福田 浩	中間市中鶴三丁目7628－ 3 の一部、他78筆	第 7 号 昭和46年12月16日	7 北整第350 号	令和 7 年 5 月 8 日
中間市長 福田 浩	中間市中鶴三丁目7628－ 134、他36筆	第 3 号 昭和45年 1 月 29 日	7 北整第350 号－ 2	令和 7 年 5 月 8 日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1
項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部
下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画下水道（令和 7 年 5 月 12 日飯塚市企業局告示第 8 号）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 6 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 7 年 5 月 28 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NEC キャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目10番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

278,843,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 7 年 4 月 8 日

公告

令和 7 年度クリーニング師試験を次のように実施する。

令和 7 年 6 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
令和7年9月3日 （水曜日）	午後1時00分～ 午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階 803号会議室
	午後2時40分～ 午後2時50分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5cm横3.5cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市

にあっては保健所各衛生課、久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票・写真台帳 1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書に限る。）

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。ただし、県の保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。

なお、受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和7年7月2日（水曜日）から同月18日（金曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時00分まで、福岡市の保健所各衛生課にあっては午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和7年7月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、令和7年9月24日（水曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示して行うとともに、県ホームページに掲載することによって行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。

- (2) 郵便による受験願書用紙の送付を希望する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）を必ず同封のうえ、令和7年7月10日（木曜日）（必着）までに、生活衛生課に請求すること。
- (3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営両筑第8地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和7年6月13日から 令和7年7月11日まで	小郡市役所 朝倉市朝倉支所 筑前町役場 大刀洗町役場

公告

令和7年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
イ 公衆衛生学
ウ 食品学
エ 食品衛生学
オ 栄養学
カ 製菓理論
キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ（製菓理論）及びキ（製菓実技）の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
令和7年9月5日 （金曜日）	午後1時00分から午後3時00分まで（ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時00分から午後2時30分までとする。）	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（エ）の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については

北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については福岡市保健所各衛生課、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812－8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部

(イ) 履歴書 1部

(ウ) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（出願前6月以内に発行されたもの。住民票の写しにあっては、本籍地又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載があるもの。ただし、本籍のない者及び本籍が明らかでない者にあっては、その旨が記載されたもの。） 1部

(エ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。ただし、県保健福祉（環境）事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。

なお、受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、令和7年7月2日（水曜日）から令和7年7月18日（金曜日）までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。（ただし、県の休日には受領しない。）

イ 郵便による受験申込みは、令和7年7月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和7年10月1日（水曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、令和7年9月5日（金曜日）に試験の実施が困難となったときは、前日までに県ホームページに試験中止の掲載を行う。

(2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁生活衛生課に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡鞍手町大字中山字小橋2110番1、2111番2、2115番1及び2116番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東比恵三丁目4番6号

株式会社ニシイ

代表取締役 西井 一史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 宗像市赤間一丁目87番1、87番7から87番14まで及び田久1542番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 北九州市小倉北区明和町9番1号
- 株式会社 海王
- 代表取締役 竹下 晃平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- （第二工区）小郡市松崎字六本松242番2、242番7、243番3及び243番10、字栗崎260番1、261番1、267番1から267番3まで、287番1、290番1、290番2及び290番4、字野屋敷291番1、291番6から291番10まで、316番1、316番2、317番1及び317番4、字芝居口330番1、330番2、330番4から330番6まで、331番2、332番1、332番3、332番5から332番13まで、334番3の一部、339番1、340番1、345番1、345番4、350番1及び350番4並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- （第二工区）
- 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 WBGウエスト28F
- 株式会社トヨタユーゼック
- 代表取締役 北口 武志

公告

五徳土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年

法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏 名	住 所
進 忠利	田川郡香春町大字香春2558番地
神崎 不二夫	田川郡香春町大字香春2302番地5
下原 良信	田川郡香春町大字香春2126番地5

2 就任監事

氏 名	住 所
進 忠利	田川郡香春町大字香春2558番地
神崎 不二夫	田川郡香春町大字香春2302番地5
下原 良信	田川郡香春町大字香春2126番地5

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社九州バイオテック
- 大牟田市四山町14番地5
- 代表取締役 有働 隆司
- 2 施設の種類及び処理能力

- (1) 廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設
 廃プラスチック類 一日当たり 164 t
 木くず 一日当たり 258 t
 がれき類 一日当たり 696 t
- (2) 廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設
 廃プラスチック類 一日当たり 225 t
 木くず 一日当たり 354 t
 がれき類 一日当たり 953 t
- (3) 廃プラスチック類、木くず及びガラスくず等の破碎施設
 廃プラスチック類 一日当たり 97.2 t
 木くず 一日当たり 152 t
 ガラスくず等 一日当たり 277 t
- (4) 廃プラスチック類、木くず及びガラスくず等の破碎施設
 廃プラスチック類 一日当たり 97.2 t
 木くず 一日当たり 152 t
 ガラスくず等 一日当たり 277 t

3 設置場所

大牟田市四山町14番5外3筆

4 指定地域

大牟田市四山町及び新港町の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和7年6月13日から令和7年7月14日まで

監 査 委 員

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監

査人諏訪原功一郎から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月13日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

令和6年度

福岡県包括外部監査の結果報告書

令和7年3月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 諏訪原 功一郎

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の方法	2
5. 監査の実施期間	2
6. 監査の実施者	2
7. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 福岡県における観光に関連する事業に係る政策の概要	4
2. 延べ宿泊者数の推移	13
(1) 近年の外国人旅行者について	14
3. 宿泊税について	17
4. 監査対象	20
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	23
1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	23
(1) 監査の結果及び意見の一覧	23
2) (総合意見) 監査の結果及び意見	26
3) (各論) 監査の結果及び意見	27
1. 観光関係団体体育成費	27
(1) 事業の概要	27
(2) 監査の結果及び意見	28

2. 日韓海峡沿岸広域観光事業費	32
(1) 事業の概要	32
(2) 監査の結果及び意見	32
3. 観光振興事業費	33
(1) 事業の概要	33
(2) 監査の結果及び意見	34
4. 九州観光戦略推進事業費	36
(1) 事業の概要	36
(2) 監査の結果及び意見	36
5. 観光プロモーション推進事業費	37
(1) 事業の概要	37
(2) 監査の結果及び意見	38
6. TGC北九州を核とした県内周遊促進事業費	39
(1) 事業の概要	39
(2) 監査の結果及び意見	39
7. 外国人観光客受入環境整備事業費	40
(1) 事業の概要	40
(2) 監査の結果及び意見	40
8. 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費	47
(1) 事業の概要	47
(2) 監査の結果及び意見	48
9. 宿泊税基金積立金	50
(1) 事業の概要	50
(2) 監査の結果及び意見	50

1 0．福岡県宿泊税交付金	5 1
(1) 事業の概要	5 1
(2) 監査の結果及び意見	5 2
1 1．宿泊施設受入対応強化支援事業	5 3
(1) 事業の概要	5 3
(2) 監査の結果及び意見	5 4
1 2．新たな観光地域づくり推進費	5 5
(1) 事業の概要	5 5
(2) 監査の結果及び意見	5 6
1 3．テーマ別観光振興事業費	5 8
(1) 事業の概要	5 8
(2) 監査の結果及び意見	5 9
1 4．インバウンド誘客先多角化促進事業	6 0
(1) 事業の概要	6 0
(2) 監査の結果及び意見	6 1
1 5．福岡県観光未来人材育成事業	6 2
(1) 事業の概要	6 2
(2) 監査の結果及び意見	6 2
1 6．観光振興体制強化事業	6 3
(1) 事業の概要	6 3
(2) 監査の結果及び意見	6 4
1 7．日田彦山線沿線地域観光振興事業費	6 5
(1) 事業の概要	6 5
(2) 監査の結果及び意見	6 6

18. 観光ビッグデータ旅行実態調査事業費	67
(1) 事業の概要	67
(2) 監査の結果及び意見	68
19. インバウンド需要開拓事業費	69
(1) 事業の概要	69
(2) 監査の結果及び意見	69
20. 宿泊事業者生産性向上支援事業費	70
(1) 事業の概要	70
(2) 監査の結果及び意見	71
21. 観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業費	73
(1) 事業の概要	73
(2) 監査の結果及び意見	73
22. 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費	75
(1) 事業の概要	75
(2) 監査の結果及び意見	77
23. 国内観光需要喚起事業	85
(1) 事業の概要	85
(2) 監査の結果及び意見	86
24. インバウンド観光再興事業	87
(1) 事業の概要	87
(2) 監査の結果及び意見	88
25. 観光需要喚起事業（宿泊促進事業）	93
(1) 事業の概要	93
(2) 監査の結果及び意見	93

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

観光に関連する事業に関する財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を対象としている。必要に応じて、上記以外の期間も対象としている。

3. 特定の事件として選定した理由

福岡県では、4つの基本方向をもとに「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指しており、県政を計画的に、また、着実に進めていくための方針として総合計画が作成されてきた。現在では、「2022（令和4年度）→2026（令和8年度）の福岡県総合計画」が策定され、実施されている。

当該総合計画の4つの基本方向の1つである「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる」の中の「地域と調和した観光産業の振興」の箇所に『観光産業』に関する記述がある。このように県政においても『観光産業』は重要視されているものと考えられる。

また、福岡県は九州の北部に位置することからアジアのゲートウェイとして、元来より中華人民共和国や大韓民国といったアジア諸国と交流が深い。平成28年10月に「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例」が制定され同条例の趣旨を踏まえたくえで、観光振興を総合的かつ計画的に推進するため、翌平成29年7月に「福岡県観光振興指針（第一次指針）」が策定されている。現在では、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着きつつあり、観光需要も回復を見せている状況にある。このような状況を踏まえて、「第三次福岡県観光振興指針2024年度（令和6年度）→2026年度（令和8年度）」が作成されている。

このような状況において、観光に関連する事業は県政の中で大きな取り組みであり、県民の関心も高いと思われる。また、コロナ禍においては、大きな打撃を受けている事業もあり、その回復状況等も含め、やはり県民の関心は高いと考える。そのため、観光に関連する事業に係る財務事務の執行を検討し、包括外部監査人の立場において、台規性、有効性、効率性及び経済性の観点から検討することは意義があるものと考え、特定の事件（テーマ）として選定を行った。

4. 監査の方法

(1) 監査の視点について

ア. 観光に関連する事業に関する財務事務の執行は、関係する条例等に準拠して適切に行われているか。

イ. 観光に関連する事業に関する財務事務は、事業目的に適合し期待される目的を達成するために最適な執行を実施しているか。

ウ. 観光に関連する事業に関する財務事務が、経済性に配慮して遂行されているか。

エ. 観光に関連する事業に関する財務事務が、公平性を十分に確保したうえで遂行されているか。

オ. 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携に配慮しているか。

(該当ある場合)

過年度に実施された包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置等は適切に行われ改善されているか。

(2) 監査の方法について

① 観光に関する事業に関する財務事務の概要を把握するために、所管課に対してヒアリングを行い、関係資料等も閲覧した。

② 観光に関連する事業に関する財務事務の遂行状況や事業の効果の評価方法を把握するために、実務の流れや事業評価の指標等について、所管課保管の書類等の閲覧を行い、また、担当者からヒアリングを行った。

③ 観光に関連する事業に関する財務事務に関して、実際に行われた支出負担行為についてサンプル抽出を行い、執行伺や支出命令書等、稟議書等の決裁関連資料や契約書等を閲覧し、必要に応じて担当課へヒアリングを実施した。

④ 観光に関連する事業に関する財務事務の実施状況を把握するとともに、負担金、補助金及び交付金を支出している団体の重要なものがあつた場合にはその概要を把握し、県が適切な関与を行い監督できているかといった観点から関連資料の閲覧等を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した。

⑤ 上記手続きのほかに、監査人等が必要と判断するものがあれば適時実施した。

5. 監査の実施期間

令和6年6月21日から令和7年3月31日まで

6. 監査の実施者

包括外部監査人	諏訪原功一郎	公認会計士
補 助 者	堀 芳 郎	公認会計士
補 助 者	外 山 啓 太	公認会計士

補	助	者	塩塚正康	公認会計士、行政実務経験者
補	助	者	鈴木聡	公認会計士
補	助	者	水城寛司	公認会計士
補	助	者	佐藤陽平	公認会計士試験合格者
補	助	者	山口真彦	弁護士

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(本報告書の端数表記について)

本報告書の数値は、原則として、金額の単位未満及び比率の表示単位未満については、四捨五入している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と合致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用する場合には、原則としてそのまま使用している。

第2 監査対象の概要

1. 福岡県における観光に関連する事業に係る政策の概要

(1) 福岡県総合計画（2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）

福岡県は、将来の目指すべき姿を示すとともに、県政の分野ごとに実施すべき施策の方向性を示すべく、県政の総合指針として5年単位で総合計画を策定している。現在は、令和4年度から令和8年度までの5年間の「福岡県総合計画」が実施されている。

I 策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化・脱炭素社会への対応、グローバル化の進展、頻発化・激甚化する自然災害等、私たちが取り巻く状況は大きく変化しています。

また、世界の持続可能性を見据え、あらゆる人々が活躍する社会やジェンダー平等の実現等、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGsの考え方が一層重要となつていきます。

このような中、福岡県を元気に飛躍させ、日本の発展を支えていくためには、世界を視野に置き、未来を見据えて目指すべき福岡県の姿を明らかにし、施策の方向を示していく必要があります。

そこで、本県では、これからの県政を計画的に、そして着実に進めていくための指針として、「総合計画」を策定しました。

計画の目指す姿を実現するために、県民の皆様はもちろんのこと、県議会、市町村、そして商工、労働、農林水産業、医療、福祉をはじめとする様々な地域の関係者や団体の皆様と連携・協力しながら県政運営を行ってまいります。

II 計画の性格

県の目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となります。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する地方版総合戦略（福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略）としても位置づけ、一体で取り組んでまいります。

（出所：福岡県総合計画2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）

上記の福岡県総合計画の中で、誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができるという基本方向のもとに「第4章. 展開する施策 III. 展開する施策」の箇所に“観光産業の振興”に関する5つの施策の記載がある。

10 地域と調和した観光産業の振興

(1) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光産業の高付加価値化

1 現状と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、県内の旅館やホテル、観光施設においては、利用者が激減しており、地域の観光業は深刻な影響を受けています。

- ・ 今後の観光需要回復期における需要を確実に取り込むため、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた旅行者の受入環境の充実に取り組むとともに、観光産業の生産性向上や収益性の向上を図る必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ コロナ禍による人々の行動変容に対応し、観光産業の生産性向上や新事業展開を支援するとともに、国内外の旅行者が安全、快適に旅行を楽しむことができる基盤整備に取り組み、本県の観光産業の高付加価値化を推進します。

(2) 具体的な取組

① 観光産業の生産性向上、収益性の向上

- ・ 今後の観光需要回復を見据え、観光産業に知見のある専門家の派遣等を行い、観光事業者の生産性向上及び「新たな旅のスタイル」への対応等観光需要の取り込みによる収益性の向上を図ります。

- ・ 県内全域の集客強化のため、宿泊施設、飲食店等の事業者が行う施設整備等を支援し、観光誘客、MICE 誘客の促進を図ります。

- ・ 宿泊施設のサービス向上のための研修会の開催や宿泊施設が行う観光地の魅力を発信する取組を支援します。

- ・ 観光地域の飲食店において、地元食材を活用したメニューの開発やインバウンド（訪日外国人旅行者）向けの多言語化等国内外からの旅行者の受入体制の強化を支援し、収益性の向上を図ります。

- ・ 飲食店等へのサイクルスタンド等の整備支援を行うとともに、宿泊事業者を対象に宿泊者の自転車持ち込み等を可能とする施設改修を支援します。

② 新たな事業展開の支援

- ・ 古民家や宿坊、グランピング等、個性ある宿泊施設の整備・改修を支援します。

- ・ 体験プログラムを提供する事業所等の施設整備・改修を支援します。

- ・ サイクリストの主要アクセスポイント（空港、道の駅等）におけるゲートウェイ（レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能でタイヤやチューブが購入可能等の要件を満たした拠点施設）の整備を促進します。

③ 誰もが快適に観光できる基盤整備

- ・ 外国人旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進するため、ICT等も活用した多言語案内、キャッシュレス、Wi-Fi 環境等、ストレスなく旅行を楽しめる環境の整備に取り組みます。

- ・ 旅行者が県内各地を訪問しやすい環境の充実に向け、多様な二次交通の情報整備・データ化や利用促進に取り組めます。

- ・ 全ての方が県内観光を楽しめる環境の充実に向け、観光に係るユニバーサルデザイン
- ・ 福岡空港国際線の整備に合わせ、外国人の観光案内体制の強化を図ります。
- ・ 違法民泊対策等、民泊の適正な運営の確保に向けた取組を推進します。

(2) 広域ルートの設定・新たな観光エリアの創出による旅行消費の拡大

1 現状と課題

- ・ 本県を訪れる観光客の多くは都市部に集中しており、県内各地域への周遊を促進し、滞在時間や観光消費の拡大を図るためには、観光客のニーズを踏まえ、都市部にはない新たな魅力を創出するための取組が必要です。
- ・ 国内観光客の観光トレンドを見ても、三密を避ける観点から、自然豊かな地方部を少人数で観光するスタイルへ変化しており、地元の人々が改めてそれぞれの地域の魅力を再発見して楽しむ“マイクロツーリズム”の動きも出てきています。
- ・ アフターコロナにおけるインバウンド（訪日外国人旅行者）においても、これまで以上に地方部の観光ニーズが高まるものと推測されます。
- ・ 一方、観光客の増加に伴い、特定の観光地において、市民生活、自然環境、景観等に対するマイナスの影響をもたらす「オーバーツーリズム」についても、その影響を最小限に抑える必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 地域の観光資源や魅力ある体験型観光をつないだ広域ルートを設定し、新たな観光エリアを創出することで、県内各地域への来訪を促進し、旅行消費の拡大及びリピーター化を図ります。

(2) 具体的な取組

- ① 魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ及び活用
 - ・ 点正在している観光資源をテーマでつなぎ合わせた広域ルートを設定し、「食べる」、「遊ぶ」、「泊まる」を一体的に楽しめる、新たな観光エリアを創出します。
 - ・ ユネスコ世界文化遺産・無形文化遺産・世界の記憶や日本遺産、伝統芸能、伝統工芸等、県内各地域の歴史・文化の魅力を活かした観光振興に取り組みます。
 - ・ 豊富な農林水産物や特産品等「食の魅力」を活かした観光資源の発掘に取り組みます。
 - ・ 観光資源の魅力向上につながる良好な景観等の形成に向けた取組を推進します。
- ② 体験、交流、滞在型観光の推進
 - ・ 伝統工芸や酒造等の地域資源を活用し、インバウンドのニーズに合った体験プログラムの造成・販売促進に取り組みます。
 - ・ 豊富な自然を活用し、サイクリング、トレッキング（山歩き）をはじめとしたさ

さまざまな活動や遊びと観光を組み合わせた体験・交流型の観光振興に取り組みます。

- ・ 古民家や農林漁業体験、マリンレジャーを活かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズム、スポーツツーリズム等、観光客のニーズに対応した本県ならではのニユーツーリズムを推進します。

- ・ 九州・山口一体となったサイクルツーリズムを推進します。

③ 国内外からの旅行者の安全・安心な受入環境整備

- ・ 感染防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」を踏まえ、国内外の旅行者と観光地の双方が安全・安心に過ごすことができる受入環境の整備に取り組みます。

- ・ 市町村と連携してオーバーツーリズム対策を進め、観光振興と地域との調和を図ります。

- ・ 大規模災害等発生時における外国人旅行者の安全・安心確保に係る体制整備に取り組みます。

- ・ 事故や疾病時における外国人旅行者の安全・安心確保に係る体制整備に取り組みます。

(3) デジタルマーケティングの強化

1 現状と課題

- ・ 世界的なデジタル化の潮流を踏まえ、これまでのイベントや紙媒体に加え、スマートフォン等のデジタル媒体を積極的に活用する重要性が増しています。
- ・ 多くの観光客はスマートフォンやパソコンを活用し、SNSやWebサイト等、様々な媒体から観光情報入手しています。
- ・ このため、デジタル広告を活用し、ターゲットに合わせた効果的な情報発信が可能なデジタルプロモーションの強化が必要です。
- ・ さらに、デジタルプロモーションにより得られたデータやビッグデータ等各種データを継続的に収集、分析し、これらの結果に基づく戦略的な観光施策を推進する必要があります。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 本県の認知度向上と、国内外からの更なる誘客を図るため、旅行専門WebサイトやSNS等、それぞれの国や地域で影響力のあるデジタル媒体を活用したいわゆる「デジタルファースト」の考え方の下、デジタルを活用したプロモーションを推進するとともに観光ビッグデータ等の収集、分析により、観光振興施策に係るPDCAサイクルを確立し、デジタルマーケティングを推進します。

(2) 具体的な取組

① SNS等を活用したプロモーションの推進

- ・ O T A、W e b サイト、S N S等ターゲットとなる中国、欧米豪、東南アジアで影響力のあるデジタル媒体を活用し、個人旅行者に直接届く情報発信を行います。
- ・ 旅行前の情報収集、旅行計画・予約、旅行中の情報入手、旅行後の発信等、トラベルライフサイクル（旅行者の購買モデル）の各段階に対応したプロモーションを行います。
- ・ リアルな商談会に加え、オンラインを活用した商談会等を実施し、旅行会社への情報提供を行います。
- ② ターゲットに合わせた情報発信
 - ・ 食、アウトドア、スポーツ、歴史、地元ならではの観光情報等、旅行者の興味を引くテーマをターゲットに合わせて発信することで、旅行動機の効果的な喚起を行います。
 - ・ 「旅行」に興味を持つ人等、ターゲットを絞った精度の高い情報発信やデジタル広告を行うことにより、本県の観光W e b サイトやS N Sへ誘導し、旅行者が求めている旬の情報を届けます。
 - ・ 海外向けには、誘客先の国・地域のトレンドや興味等に応じてネイティブライターの記事を作成し、ターゲットとする国の留学生や現地法人等と連携することで、デジタル上での拡散を図ります。
- ③ デジタルデータの分析・活用
 - ・ デジタル広告接触後の本県の観光W e b サイトやS N Sの閲覧状況、宿泊予約・フライト予約といった行動を分析し、より効果的なデジタルプロモーションの推進を図ります。
 - ・ 携帯電話基地局情報に基づく本県への来訪・宿泊・周遊状況の調査・分析に併せて、S N S情報等による旅行者の行動傾向を分析することで、観光客の旅行実態（旅マエ、旅ナカ、旅アト）を把握し、各種観光施策へ活用します。

（4）マーケティングに基づく戦略的な国内外からの誘客・県内周遊の促進

1 現状と課題

- ・ 本県の延べ宿泊者数は、2019（令和元）年は前年比22.0%増の2,042万人となり、初めて2,000万人を突破しましたが、2020（令和2）年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020（令和2）年は前年比48.1%減の1,059万人と激減しています。
- ・ また、外国人の延べ宿泊者数は、2019（令和元）年は前年比26.6%増の426万人となり、堅調に増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う海外からの入国制限等の影響により、2020（令和2年）は前年比85.4%減の62万人まで激減しています。
- ・ この新型コロナウイルス感染症の影響により激減した国内外からの観光客を、コ

ロナ禍以前の状態に戻すための取組が喫緊の課題です。

- ・ また、観光客の訪問・宿泊先や時期が偏在していることから、魅力ある県内の観光地を広く周遊してもらうための広域観光ルートを設定し、新たな旅のニーズに合った平日・閑散期に誘導する取組が必要です。
- ・ 加えて、本県への外国人入国者の国・地域は、全国と比べ、韓国の割合が高くなっています。この偏在性を解消するため中国、欧米豪、東南アジアをターゲットとした情報発信や国際航空路線の誘致等、外国人旅行者の誘客を促進する取組が必要です。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 観光事業者や県内市町村、九州各県と連携し、広く県内周遊が行われるよう、新たな旅のニーズに合わせたプロモーションを行い、国内外からの誘客の促進を図ります。

(2) 具体的な取組

- ① 観光事業者や県内市町村等と連携した誘客・広域周遊の促進
 - ・ 旅行会社や交通事業者と連携した観光キャンペーン等による誘客の促進に取り組みます。
 - ・ 分散型旅行の推進や密を避けた屋外でのさまざまな活動や遊び等、新たな旅のニーズに合った提案を行います。
 - ・ 県内市町村や観光事業者と連携して、広域観光ルートを組み込んだ旅行商品の造成を促します。
 - ・ SDGs 学習に対応したモデルコースを造成し、県外からの修学旅行の誘致に取り組みます。
 - ・ 県内市町村と連携したMICE誘致に取り組みます。
- ② 九州一体となった誘客の促進
 - ・ 九州の観光の魅力を国内外に発信し、県域を越えた広域観光ルート作りや民間事業者による付加価値の高い旅行商品の造成を促進するため、本県が中心となり、九州観光推進機構や九州各県と連携し、大規模な観光プロモーションを行います。
 - ・ 九州ロゴマーク等を活用し、国内外で九州一体での効果的なプロモーションを行います。
- ③ ターゲットに合わせた情報発信
 - ・ 本県の観光WebサイトやSNS、アンテナレストラン等を活用し、本県が誇る食、伝統工芸品、自然、文化等の魅力を全国に発信します。
 - ・ 食、アウトドア、スポーツ、歴史、地元ならではの観光情報等、旅行者の興味を引くテーマをターゲットに合わせて発信することで、旅行動機の効果的な喚起やリピーター化を促進します。

- ・ 海外事務所や県外事務所等と連携し、旅行者や事業者のニーズを的確に把握するとともに、効果的な本県観光の情報発信を図ります。

④ 国際航空路線の誘致

- ・ 本県及び九州を来訪する外国人旅行者数の増加に向け、国際航空路線の誘致に取り組みます。

(5) 観光人材の育成、観光組織体制の強化

1 現状と課題

- ・ 近年、日本国内居住者の旅行全体に占める個人旅行の割合は8割を超え、訪日外国人の旅行手配方法についても、4分の3以上を占める等、旅行形態が団体旅行から個人旅行に移行してきています。
- ・ 個人旅行者のニーズに的確に対応した観光産業の振興を図るとともに、どこに行っても安心して旅行を楽しむような地域づくりを進めることが必要です。
- ・ 観光庁は、2016（平成28）年、地域の「稼ぐ力」を引き出し、「観光地経営の視点に立った観光地域をつくるため、「観光地域づくり法人（DMO）」制度を創設しました。
- ・ 本県は、2020（令和2）年度末時点で、登録DMOが3団体、候補DMOが8団体登録される等、観光振興体制の強化に取り組む団体が増えています。
- ・ 今後、益々多様化する観光ニーズに柔軟かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、DMO登録法人を増やしていく必要があります。
- ・ また、点在する観光資源をつなぎ合わせた広域ルートの設定を進めることから、県域を超えた観光振興を図るための組織連携も必要です。
- ・ 2020（令和2）年4月に新たに導入した宿泊税を活用し、市町村とも連携した、新たな観光施策を展開することが可能となっています。

2 施策の方向

(1) 概要

- ・ 「持続可能な観光」を実現するため、観光産業の発展を支える人材の育成や組織体制の強化に取り組みます。

(2) 具体的な取組

- ① 各地域の観光を支える人づくり
 - ・ 観光地域づくりを牽引する地域の観光人材を育成します。
 - ・ 飲食店、宿泊施設等の観光関連事業者の人材育成を支援します。
 - ・ 国内外からの観光客が快適に旅行できる環境整備を促進するため、観光案内所の充実、観光ガイドの育成及びスキルアップを図ります。
- ② 県内の観光関連団体の機能強化
 - ・ 観光関連団体の設立等に関する地域からの相談に対して適切な支援を行うとともに

に、DMO登録を目指す市町村、観光協会等のマーケティング、マネジメント等の個別の課題の解決を支援します。

- ・（公社）福岡県観光連盟が県内の観光振興のリーダーとしての役割を持ち、観光事業の企画・推進ができるよう、組織体制の強化を支援します。

③ 客観的データに基づく施策立案体制の確立

- ・ 施策立案に関する客観的データの分析手段の確立、施策の点検・評価を充実させ、戦略的な施策展開を進めることができる体制をつくります。

- ・ 観光による県内全域における消費拡大と観光産業の振興に向け、市町村、観光協会等に対して先進事例や観光ビッグデータ等の情報提供を行います。

④ 広域観光の振興に係る九州観光推進機構との連携

- ・ 九州の観光の魅力を国内外に発信し、県域を越えた広域観光ルート作りや民間事業者による付加価値の高い旅行商品の造成を促進するため、本県が中心となり、九州観光推進機構や九州各県と連携し、大規模な観光プロモーションを行います。

⑤ 市町村と連携した観光振興、宿泊税の活用

- ・ 観光産業の振興にあたっては、地域の資源や魅力をよく知る市町村と連携して取組を進めます。

- ・ その際、宿泊税交付金も活用し、市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、それぞれ創意工夫を凝らした観光振興施策が実施できるよう支援します。

- ・ 交付金により実施しようとする事業に関し、市町村の求めに応じ、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の支援を行います。

（出所：福岡県総合計画 2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）

（2）第三次福岡県観光振興指針（令和6年度→令和8年度）

福岡県は、博多港や北九州港の貿易港や、アジア諸国と結ぶ国際線を有している福岡空港や北九州空港もあり、地理的に中国、韓国及び台湾等のアジアと近接していることから、従前から、アジア各国からの訪問客は多かった。

福岡県では、観光振興を計画的に推進していくため、観光振興条例や観光振興指針を作成している。その作成の経緯は以下のようである。

I 指針策定の趣旨

観光は、関連する産業の裾野が広く、商工業、農林水産業をはじめ幅広い分野にわたって地域経済への波及効果をもたらします。人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、交流人口を拡大し、地域に消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点から重要です。

また、県内各地域の様々な観光振興の取組により、自らの地域の歴史・文化・自然等の魅力を再認識し、その魅力を高めることは、地域への誇りと愛着の醸成、そして活力にあふれた地域社会を創造することにもつながります。

本県では、2016（平成28年）年10月に「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例」（以下「観光振興条例」という。）が制定されました。この観光振興条例の趣旨を踏まえ、県における観光振興を総合的かつ計画的に推進するため、2017（平成29年）年7月に「福岡県観光振興指針（以下「第一次指針」という。）」を策定しました。2020（令和2）年3月には、本県観光を取り巻く環境や社会経済情勢の変化を踏まえ、「持続可能な観光先進県 福岡」を目指す「第二次福岡県観光振興指針（以下「第二次指針」という。）」を策定しました。

第二次指針が策定された2020（令和2）年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、人の移動が大きく制限され、全国的に宿泊業、飲食サービスなど、観光関連産業の経営状況は大きく悪化するなど、観光関連産業を取り巻く状況は大きく変動しました。

本県においては、日本人の宿泊者数は2020（令和2）年から2021（令和3）年は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、ほぼ半減となり、外国人の宿泊者数が2020（令和2）年から2022（令和4）年は入国制限によりほぼ皆減となりました。

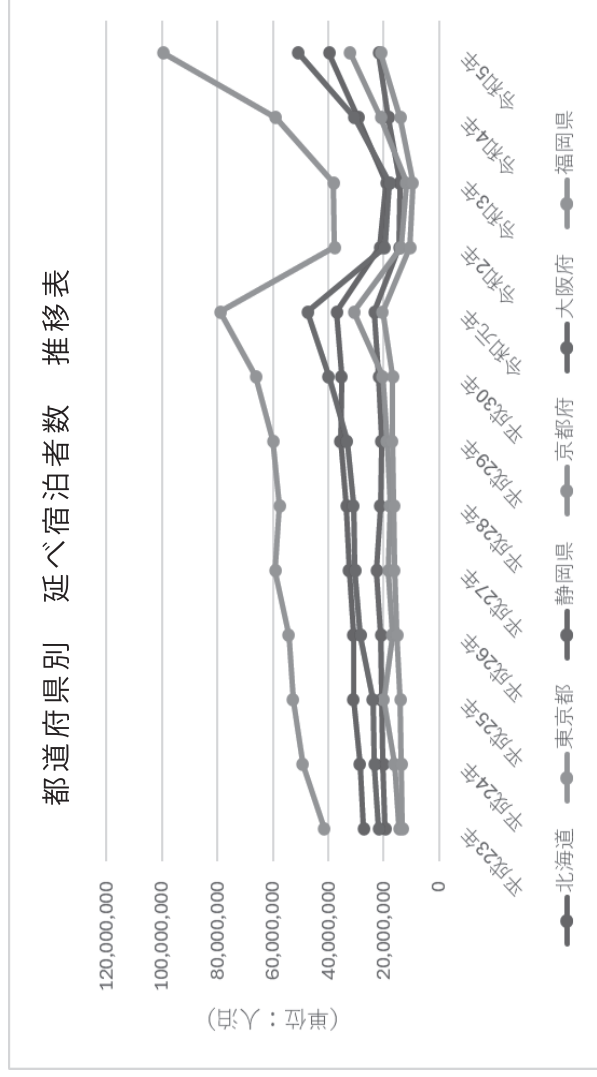
また、旅行者の行動様式も変化しました。団体旅行から個人旅行へのシフトの加速、持続可能な観光に対する意識のさらなる高まり、自然・アクティビティに対する需要の高まりなどが見られます。

加えて現在は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、観光需要が急速に回復していることに伴い、観光産業における人材・人手不足などがより顕著になっていることに加え、一部の地域では、観光客の集中によるオーバーツーリズムの問題が発生し始めているところです。

こうした本県観光が直面する諸課題や取り巻く環境の変化を踏まえ、コロナ禍を経て本県観光産業のさらなる発展を目指すため、「第三次福岡県観光振興指針（以下「第三次指針」という。）」を策定しました。

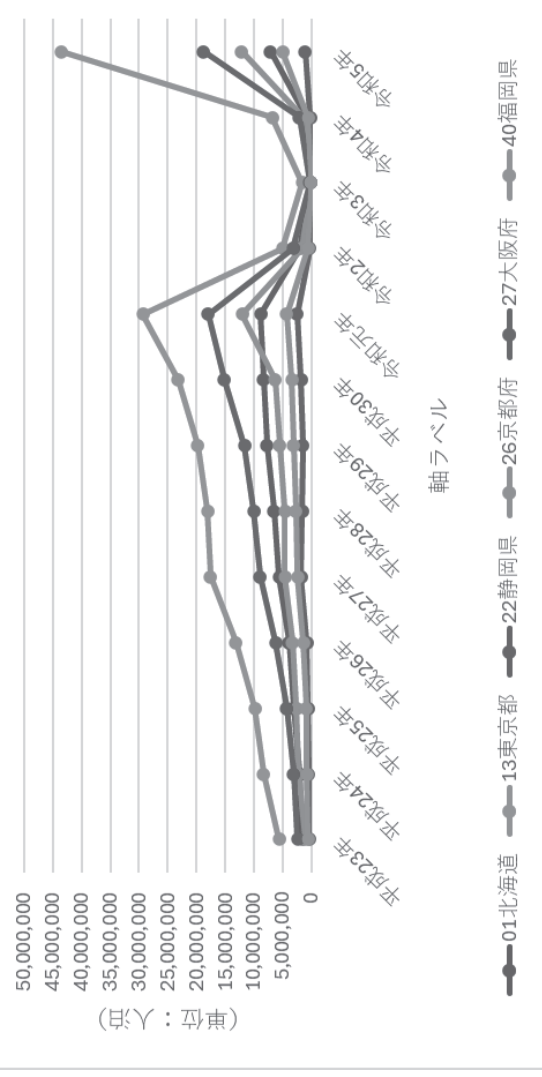
（出所：第三次福岡県観光振興指針2024（令和6）年度→2026（令和8）年度）

2. 延べ宿泊者数の推移



(出所：観光庁)

都道府県別 (外国人) 延べ宿泊者数 推移表



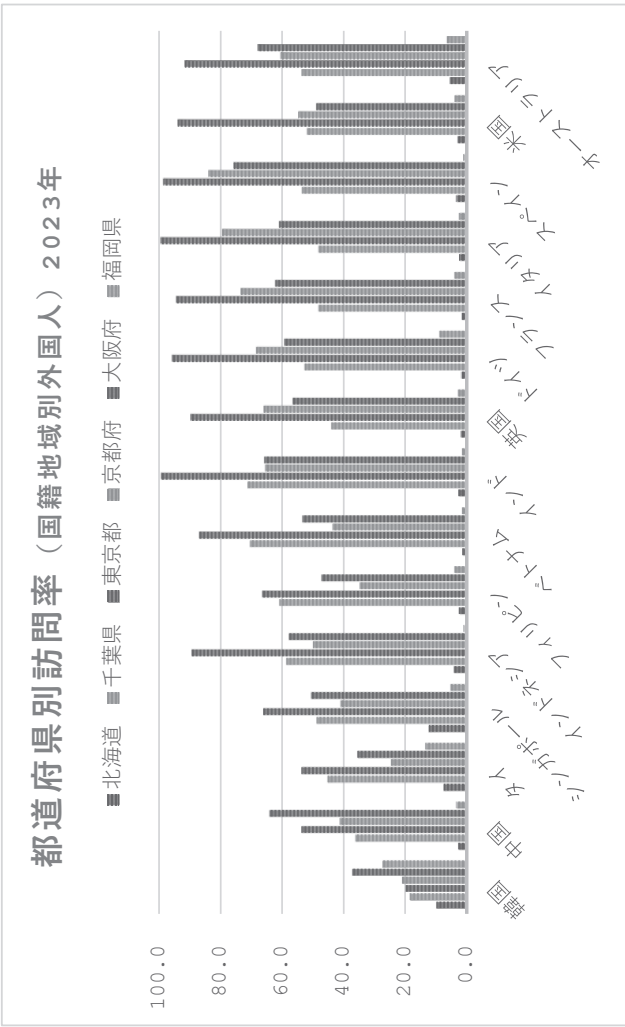
(出所：観光庁)

上記のグラフから、各都道府県ともにコロナ期は落ち込んでいたが、令和5年になり、コロナも収束方向であり、宿泊者も伸びつつある。外国人延べ宿泊者数は、静岡県と比べて10年以上にわたって差は無かったが、令和5年は、福岡県が伸びており差が生じている。

(1) 近年の外国人旅行者について

観光庁から定期的に公表されている観光関係の統計資料にある「インバウンド消費動向調査」では、国籍・地域別、訪問地別、居住地別の旅行消費単価や都道府県別訪問率等の統計資料が入手できる。この中で、福岡県における外国人旅行者の国籍別の訪問率がどの程度であるかについて、以下の資料を入手した。

コロナ禍より回復が見られるようになった2023年、2024年1月から9月までの外国人旅行者の都道府県別訪問率（国籍別）を比較している。



上記は、福岡県他に、北海道、東京都、京都府等の人気観光地の都道府県とも比較した。東京都の訪問率が圧倒的に高いが、福岡県は、唯一、韓国のみ他の県と勝負できていると思われる。しかし、同じアジアの中国、フィリピン、ベトナム等では、他の県と大きな差が生じている。また、欧州、米国、オーストラリアについても訪問率がかなり低い状況となっている。

各県の特徴としては、以下のようなものが考えられる。

- ・北海道 : 豊かな自然や食文化
- ・千葉県 : 東京ディズニーランド及びディズニーシー
- ・東京都 : 渋谷、新宿・大久保、浅草、銀座のスポット
- ・京都府 : 清水寺、嵐山、金閣・銀閣、祇園等の歴史建造物
- ・大阪府 : 大阪城、道頓堀、通天閣、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン
- ・福岡県 : 天神エリア、博多エリア、太宰府エリア

以上から、福岡県の特徴としては、天神・博多エリアのショッピング、博多エリアや大宰府の歴史が特徴となっているべきであるが、外国人旅行者へ十分に伝わっていない可能性もあると考える。

また、同じく「インバウンド消費動向調査」の中で、1人1回当たりの旅行消費単価の統計資料（都道府県別の資料は無かったため、福岡空港入港者データを使用している）から、以下のような国籍別旅行消費単価が分かる。

【観光・レジャー目的】1人1回あたり旅行消費単価（国籍・地域別外国人） 2023年 暦年
（パッケージツアー参加者内訳含む）

	韓国	中国	タイ	シンガポール	インドネシア	フィリピン	ベトナム	インド
全体平均	101,110	285,115	192,702	299,373	213,441	196,038	205,114	308,616
福岡空港入港者	95,006	209,806	199,307	294,921	296,562	195,913	301,408	-
	英国	ドイツ	フランス	イタリア	スペイン	米国	オーストラリア	
全体平均	373,025	330,929	343,891	334,700	346,703	324,610	359,500	
福岡空港入港者	363,070	297,714	483,125	-	-	189,668	555,642	

以上の表から、欧州からの旅行者の消費単価は比較的高いことが分かる。そのため、消費単価が高い国をターゲットにした事業を行うことも必要であると考えられる。また、アジアの中でもシンガポールからの旅行者の消費単価が高く、同国をターゲットにすることも考えられる。

【訪日旅行に関する意識/次回したいこと】

調査項目	(暦年 確報)			(2次速報)			(2次速報)			(2次速報)		
	2023年1-12月期			2024年1-3月期			2024年4-6月期			2024年7-9月期		
	全国籍・地域	選択率	回答数	全国籍・地域	選択率	回答数	全国籍・地域	選択率	回答数	全国籍・地域	選択率	回答数
次回したいこと (複数回答)	日本食を食べること	67.3	3,926	63	4,143	64.6	3,809	64				
	日本の酒を飲むこと(日本酒・焼酎等)	6.346	25.9	1,535	22.9	1,808	24.3	1,370	22.2			
	旅館に宿泊	7.975	30.5	1,989	29.9	2,038	28.6	1,790	27.6			
	温泉入浴	11.454	49.2	2,997	51.3	2,903	46.9	2,569	44.8			
	自然・景勝地観光	11.833	45.1	2,820	42	3,116	45.4	2,929	45.7			
	繁華街の街歩き	6.863	26.8	1,684	25.8	1,854	27.6	1,780	28.8			
	ショッピング	10.671	45	2,670	44.8	2,864	45.8	2,654	46.2			
	美術館・博物館・動植物園・水族館	4.966	16.9	1,333	17.9	1,331	17.7	1,364	19.8			
	テーマパーク	5.821	24.6	1,409	23.6	1,434	22.4	1,450	23.7			
	スキー・スノーボード	4.364	15.5	1,603	22.6	971	14.5	877	14.7			
	その他スポーツ(ゴルフ等)	5.66	2.2	163	2.2	156	2.3	141	2.3			
	舞台・音楽鑑賞	2.483	8.5	704	9.2	625	7.9	673	9.3			
	スポーツ観戦(相撲・サッカー等)	2.857	9.3	701	8.3	755	9.2	729	9.5			
	自然体験ツアー・農山漁村体験	5.082	17	1,284	16	1,453	17.7	1,277	16.6			
	四季の体験(花見・紅葉・雪等)	7.596	26.8	1,859	24.2	2,052	26.9	1,854	25.2			
	映画・アニメ縁の地を訪問	2.733	11.4	739	12.2	757	11.8	802	13.4			
	日本の歴史・伝統文化体験	7.275	25.1	1,781	23.1	1,951	25.7	1,761	24.3			
	日本の日常生活体験	6.049	22.3	1,534	20.9	1,672	23.4	1,481	21.9			
	日本のポップカルチャーを楽しむ	3.510	14	937	14.5	980	14.5	939	14.6			
	治療・検診	190	0.6	41	0.6	61	0.9	54	0.9			
	その他	53	0.2	21	0.4	27	0.5	34	0.5			
	特になし	75	0.3	15	0.4	19	0.2	14	0.2			
	回答者数および選択率延べ合計	23,189	484.7	5,807	476.1	6,056	478.8	5,681	476.2			

上記の表は、観光庁が公表している「インバウンド消費動向調査」の2023年確報、2024年1-3月2次速報、4-6月2次速報および7-9月2次速報に掲載されている「【観光・レジャー目的】国籍・地域(21区分)別 訪日旅行に関する意識(満足度など)」から抜粋している。

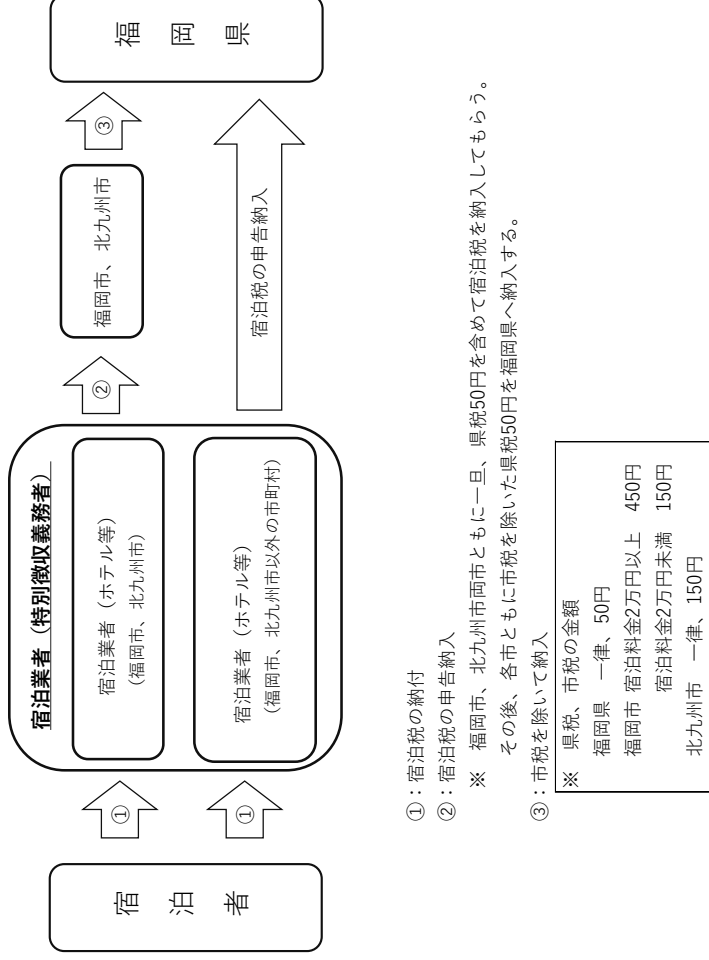
①上記の表からわかるように、訪日外国人が次回したいことで、最も回答が多いのは日本食を食べることである。日本食の中でも特に寿司は人気が高い。福岡県は、玄界灘、響灘、周防灘および有明海に囲まれており、新鮮な海の幸が楽しめる県でもあり、寿司アピールを行うのも難しくは無いと思われる。

②次に、ショッピング・自然景勝地観光・温泉入浴が続く。現状の福岡県では、ショッピング等は、天神地区、博多駅周辺で外国人を見かけることが多く、県内の他の市町村へ足を運んでもらうことが従前からの課題であると思われる。

③さらに、日本の歴史・伝統文化体験の回答もある。福岡県で歴史と言えば、太宰府天満宮が思い浮かぶが、実際に観光客は少なくないが、消費にはなかなかつなげていないとのことである。宿泊施設等も含めて観光消費を行ってもらうことが課題となると思われる。太宰府天満宮の近辺には、令和の由来となった万葉集の序文の舞台となった坂本八幡宮もあり、他の施設等と連携して、観光政策を進めていくことが重要であると思われる。以上のような観光庁が公表している情報をうまく観光事業に活用して、福岡県がさらに活性化するような観光事業を模索し続けるのが重要である。

3. 宿泊税について

宿泊税の流れ



(出所：福岡県ホームページ等より作成)

福岡県では、観光を重要な産業として位置づけ、地域の観光資源の魅力を向上させるとともに、心温まるおもてなしで観光客の満足度を高め、県内各地に観光客を呼び込み、県内に消費と雇用を生み出していくことで、地域の活性化を図る取組みを推進している。

平成28年10月に成立した「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例」には、観光振興施策を安定的かつ継続的に実施するため、新たな税制を含めた財源の確保に取り組むことが明記されている。

また、当時、地方財政の財源不足により発行を余儀なくされていた臨時財政対策債の増加なども相まって、厳しい財政状況の継続が見込まれていた。

このことから、更なる観光振興を実施するための財源確保の必要性が重要性を増していた。

平成30年7月には、外部有識者による「福岡県観光振興財源検討会議」を設置し、4回の会議とパブリックコメントを実施し、幅広く慎重な審議を行ったうえで、宿泊行為に対して課税することが適当ではないかという提言を受けている。

その後、独自に宿泊税の課税を検討していた福岡市と協議を行い、令和元年7月12

日に「福岡県宿泊税条例」及び「福岡県宿泊税基金条例」が福岡県議会で可決、成立した。その後、令和元年7月に宿泊税の新設に関する総務大臣との協議を開始し、11月に同意を得て、また、10月1日、「福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例」が県議会で可決、成立しました。

また、北九州市においても独自に宿泊税を課税することとされたため、北九州市とも協議を行い、令和元年9月に県議会に改正条例案を上程し、可決・成立した。関係条例・規則を公布し、令和2年4月に施行されることとなった。

以上の結果、福岡県では、福岡県に加えて、福岡市及び北九州市の2つの市も宿泊税を導入することとなった。

(全国での宿泊税を導入している自治体)

◎以下の11の自治体が宿泊税制度を導入している。

3 都府県（東京都、大阪府、**福岡県**）

8 市町村（京都市、金沢市、北海道倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、
北海道ニセコ町～R6.11.1より、愛知県常滑市～R7.1.6より）

また、宿泊税条例の附則第6条において、条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されている。

(福岡県宿泊税条例附則第6条)

知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ごとに同様の検討を行うものとする。

同条例の施行から3年経過したため、上記検討を行うにあたり、外部有識者による「福岡県宿泊税検討委員会」を令和5年5月24日に設置し3回にわたり会議を行った。

令和5年9月12日、上記検討委員会において、福岡県宿泊税条例施行後の福岡県の観光を取り巻く状況や、税収の使途などを含めた条例の施行状況、税制度のあり方を取りまとめた報告書が県に対し提出された。

当該報告書によれば、現行の宿泊税制度は、福岡県の観光振興を行う上で、安定的に継続した財源となっており、依然として、重要である。また、宿泊税制度に関して、①納税義務者（課税免税）、②免税点及び③税率について特に検討を行っている。

その結果、①納税義務者については、納税義務者が一定の行政サービスを受けていると考えられ、公平性の観点から現行制度の維持が望ましいとされている。また、②免税点については、現行制度は、宿泊客は宿泊料金にかかわらず同等の行政サービスを受け、

一定の担税力を有すると考えられ、現行同様、免税点を設定しないことが望ましいとされている。最後に③税率については、一律の税率（200 円）で他の自治体と比較しても過重な負担にはならないと考えられ、現行制度の一律負担が望ましいとされている。

徴収事務の簡素化は課題であるものの、急激な解釈変更や頻繁な制度改正は宿泊者、宿泊事業者双方にとって望ましいものではなく、現時点において直ちに制度を変更しなればならない状態にあるとは言い難いと判断された。一方で、本委員会においても、

「将来的には修学旅行を課税免除の対象とするか検討すべき」といった意見が出ている。制度の見直しを行う際は、安定的な税収確保の観点からも、引き続き施行状況を注視しつつ、課税免除、税率区分、税額等を全体的に検討することが望ましいとされている。

4. 監査対象

(1) 監査対象の選定方法

福岡県総合計画（2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）において、5つの施策において観光産業の振興をうたっており、当該観光産業はほぼ商工部観光局が担っている。観光局は、観光政策課及び観光振興課に分かれ、前者は「観光振興施策の総合企画、観光産業の振興、物産振興に関する業務」を、後者は「国内・海外からの観光客の来訪及び周遊促進、観光地域の魅力向上に関する業務」を担当している。

上記のように観光産業を担当している観光局の令和5年度の予算一覧より物産振興に関する業務を除く以下の業務を監査の対象とした。

《観光事業一覧》

（単位：千円）

担当課（担当係）	予算事業名	当初予算	決算額
観光政策課（企画管理係、観光産業係）	観光関係団体育成費	17,350	16,450
観光振興課（海外誘客係）	日韓海峡沿岸広域観光事業費	1,416	1,643
観光政策課（企画管理係）	観光振興事業費（推進協議会負担金）	17,328	17,328
観光政策課（企画管理係）	観光振興事業費（日本観光振興協会）	2,618	2,527
観光政策課（企画管理係）	観光振興事業費（観光事業推進対策費補助金）	126,183	117,863
観光政策課（企画管理係）	観光振興事業費（財源検討会議）	1,468	791
観光政策課（企画管理係）	九州観光戦略推進事業費	83,427	82,923
観光振興課（国内誘客係）	観光プロモーション推進事業費	45,273	44,308
観光振興課（国内誘客係）	TGC 北九州を核とした県内周遊促進事業費	35,000	35,000
観光政策課（観光産業係）	外国人観光客受入環境整備事業費	11,108	9,160

担当課（担当係）	予算事業名	当初予算	決算額
観光振興課（観光地域づくり係）	体験・交流・滞在型観光資源開発事業費（トレイル・サイクリング）	38,821	39,408
	体験・交流・滞在型観光資源開発事業費（サイクリングガイド人材育成）	3,507	
観光政策課（企画管理係）	宿泊税基金積立金	1,310,990	1,616,401
観光政策課（企画管理係）	福岡県宿泊税交付金	332,787	332,321
観光政策課（観光産業係）	宿泊施設受入対応強化支援事業	25,918	25,798
観光振興課（観光地域づくり係）	新たな観光地域づくり推進費	90,321	63,376
観光振興課（観光地域づくり係）	テーマ別観光振興事業費（ヘルス&ビューティーリズム）	22,901	29,200
観光振興課（海外誘客係）	インバウンド誘客先多角化促進事業	85,691	84,896
観光政策課（観光産業係）	福岡県観光未来人材育成事業	8,613	8,285
観光政策課（観光産業係）	観光振興体制強化事業	13,999	20,988
	観光振興体制強化事業（DMOの新規事業創出支援事業）	10,020	
観光振興課（観光地域づくり係）	日田彦山線沿線地域観光振興事業費	22,893	13,141
観光政策課（企画管理係）	観光ビッグデータ旅行実態調査事業費	28,739	27,275
観光振興課（海外誘客係）	インバウンド需要開拓事業	18,687	1,200
観光政策課（観光産業係）	宿泊事業者生産性向上支援事業費	79,994	65,777
観光政策課（観光産業係）	観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業費	5,066	4,764

担当課（担当係）	予算事業名	当初予算	決算額
観光振興課（国内誘客係）	福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費	206, 976	227, 577
観光振興課（観光地域づくり係）	福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費（複数市町村連携による観光素材・観光ルート開発事業費）	57, 621	
観光政策課（観光産業係）	福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費（ユニバーサルツーリズム推進事業費）	18, 268	17, 164
観光政策課（観光産業係） 観光振興課（国内誘客係）	福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費（MaaS を活用した県内周遊促進事業）	26, 950	7, 155
観光振興課（国内誘客係）	国内観光需要喚起事業	363, 186	223, 036
観光振興課（海外誘客係）	インバウンド観光再興事業（富裕層を対象とした高付加価値・高単価な旅行商品造成事業）	33, 610	84, 442
	インバウンド観光再興事業（DC を活用したインバウンドプロモーション事業）	29, 069	
観光政策課（観光産業係）	インバウンド観光再興事業（多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業）	11, 469	
	インバウンド観光再興事業（新幹線荷物輸送の実証実験実施事業）	2, 922	
観光振興課（国内誘客係）	観光需要喚起事業（宿泊促進事業）	7, 309, 750	4, 921, 660

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

当報告書では、「指摘事項」と「意見」は、次のように定義している。

「指摘事項」現在の法令等（法律、条令、規則等）に照らして、合規制や正確性に大きな問題がある。または、それと同等の問題があると監査人が判断した事項。

「意見」経済性、効率性及び有効性等の観点から、監査の過程において、監査人が改善の提案として記載する事項。

(1) 監査の結果及び意見の一覧

指摘事項及び意見の内容		指摘事項	意見
(総合意見)			
【総合意見】事業の成果指標について			○
(各論)			
1. 観光関係団体育成費			
I) 福岡県観光温泉地振興事業補助金			
【意見1】事務局職員人件費に係る負担割合の妥当性について			○
【意見2】補助事業精算書における補助対象経費の記載について			○
II) 福岡県旅館ホテル振興事業補助金			
【意見3】補助事業精算書における補助対象経費の記載について			○
III) 福岡県観光土産品振興事業補助金			
【意見4】補助事業精算書における補助対象経費の記載について			○
【意見5】処分制限財産に係る検討について			○
IV) 福岡県旅行業適正化事業補助金			
【意見6】補助事業精算書における支出証拠書類の審査について			○
2. 日韓海峡沿岸広域観光事業費			
3. 観光振興事業費			
I) 観光振興事業費（推進協議会負担金）			
【意見7】福岡県観光推進協議会の業務と県の業務の混同について			○
II) 観光振興事業費（日本観光振興協会）			
III) 観光振興事業費（観光事業推進対策費補助金）			
【意見8】処分制限財産に係る検討について			○
4. 九州観光戦略推進事業費			
5. 観光プロモーション推進事業費			

指摘事項及び意見の内容	指摘事項	意見
6. TGC 北九州を核とした県内周遊促進事業費.		
7. 外国人観光客受入環境整備事業費		
【意見9】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について		○
【指摘事項1】文書の内容の修正方法について	○	
【意見10】再委託先における保有個人情報取扱状況の確認について		○
【意見11】再委託先の暴力団排除の誓約書について		○
8. 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費		
I) 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費 (トレイル・サイクリング)		
【意見12】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて		○
II) 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費 (サイクリングガイド人材育成)		
9. 宿泊税基金積立金		
10. 福岡県宿泊税交付金		
11. 宿泊施設受入対応強化支援事業		
12. 新たな観光地域づくり推進費		
【意見13】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて		○
13. テーマ別観光振興事業費		
【意見14】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて		○
14. インバウンド誘客先多角化促進事業		
15. 福岡県観光未来人材育成事業		
16. 観光振興体制強化事業		
17. 日田彦山線沿線地域観光振興事業費		
【意見15】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて		○
18. 観光ビッグデータ旅行実態調査事業費		
【意見16】適切な予定価格の設定について		○
19. インバウンド需要開拓事業費		
20. 宿泊事業者生産性向上支援事業費		
【意見17】県税の滞納状況の確認について		○
【指摘事項2】福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書について	○	
21. 観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業費		
【指摘事項3】文書の内容の修正方法について	○	

指摘事項及び意見の内容		指摘事項	意見
2 2. 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費			
I) 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費			
【意見 18】事務の精度について			○
II) 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費（複数市町村連携による観光素材・観光ルート開発事業費）			
III) 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費（ユニバーサルツーリズム推進事業費）			
【指摘事項 4】文書の内容の修正方法について		○	
【意見 19】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について			○
【指摘事項 5】契約保証金の減免について		○	
【意見 20】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について			○
【意見 21】再委託先の暴力団排除の誓約書について			○
IV) 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費（MaaSを活用した県内周遊促進事業）			
【指摘事項 6】MaaSを活用した周遊促進に係る不在代決について		○	
2 3. 国内観光需要喚起事業			
2 4. インバウンド観光再興事業			
I) インバウンド観光再興事業（富裕層を対象とした高付加価値・高単価な旅行商品造成事業）			
II) インバウンド観光再興事業（DCを活用したインバウンドプロモーション事業）			
III) インバウンド観光再興事業（多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業）			
【意見 22】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について			○
【指摘事項 7】文書の内容の修正方法について		○	
【意見 23】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について			○
【意見 24】再委託先の暴力団排除の誓約書について			○
IV) インバウンド観光再興事業（新幹線荷物輸送の実証実験実施事業）			
2 5. 観光需要喚起事業（宿泊促進事業）			

2) (総合意見) 監査の結果及び意見

①【総合意見】事業の成果指標について

3) (各論) 監査の結果及び意見の(1)事業の概要 ウ.事業の成果指標は、延べ宿泊者数(日本人、外国人)が非常に多い。旅行消費単価(日本人、外国人)が設定されている事業もある。確かに、観光事業に係る事業であるので、上記のような指標は重要視されると思われるが、事業の内容によって、成果指標としては、他の指標を用いた方が望ましいと思われる事業もあった。

例えば、「23. 国内観光需要喚起事業」であるが、事業の概要は「閑散期に旅行需要を分散する宿泊助成・旅行助成の実施や、新型コロナウイルス感染症の影響で激減した修学旅行の誘致の取組を実施する。」である。また、令和5年度予算の内容も、「修学旅行で使用するバス料金の助成、ワンヘルス学習に対応した修学旅行用プログラムモニターツアーの実施」等が含まれている。このような事業の内容であれば、修学旅行を誘致した学校数等を、成果目標として設定するのが望ましいと考える。

また、観光事業が維持継続されていくには、当然、消費による経済の活性化が重要であるため、旅行消費金額についても全体的に成果指標としては設定するのが望ましいと考える。

3) (各論) 監査の結果及び意見

1. 観光関係団体育成費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	企画管理係、観光産業係
事業の概要	福岡県の観光行政の補完的役割を果たす関係観光団体の育成を図り、事業活動を推進することにより県内観光事業並びに関連企業の振興に寄与するため、観光関係団体に助成を行う。

イ. 事業内容

- 福岡県観光温泉地協会が実施する温泉地の宣伝活動事業、会員の資質向上を目的とした研修事業、温泉地振興に関する事業に対する助成。 - 福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合が実施する組合員のサービス向上を目的とした研修事業、旅館ホテルの情報収集・発信事業、振興事業、宿泊施設生産性向上の事前相談・改善相談業務事業、宿泊施設おもてなし向上研修事業、観光地魅力向上理解促進事業に対する助成。 - 福岡県観光土産品協会が実施する観光土産品の宣伝事業、育成事業、情報収集・提供事業、振興事業に対する助成。 - 一般社団法人福岡県旅行業協会が実施する旅行業務に関する会員への研修事業、会員の取り扱った旅行業務に関する苦情対応経費、旅行業務の適正な運営確保のための会員への指導経費、旅行等に関する情報収集、提供・広報事業、旅行業法の適正な執行に資する事業に対する助成。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952万	1,205万	1,339万	1,410万	1,609万
延べ宿舎者数 (外国人)	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所) 観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
17,350	17,350	17,350	16,450	・観光関係団体に対する補助金

(2) 監査の結果及び意見

I) 福岡県観光温泉地振興事業補助金

①【意見1】事務局職員人件費に係る負担割合の妥当性について

本補助金は、福岡県観光温泉地協会の行う事業に対して交付される。このため、福岡県観光温泉地協会では、本補助金をパンフレット制作費や事務局職員人件費に充てている。

事務局職員人件費に関する資料を閲覧したところ、職員1名に対して給与が支給されている。この職員1名は、福岡県観光温泉地協会と福岡県観光土産品協会との連名で雇用されており、4月から9月分の給与は福岡県観光温泉地協会から支給され、10月から3月分の給与は福岡県観光土産品協会から支給されている。すなわち、職員1名の給与を、両協会で折半して負担している。

当該職員は2つの協会の業務を行っていることから、2つの協会が給与を折半して負担していることと各協会の実質的な業務量の割合とが整合しているかについて、県へ質問したところ、双方の業務量の割合は概ね50%ずつであるとの回答を得た。しかし、業務時間等の記録はされておらず、実際に業務量の割合は概ね50%ずつであることを示す文書は無かった。

仮に、2つの協会が給与を折半して負担していることと各協会の実質的な業務量の割合とが不整合であった場合、給与負担の割合に疑念が生じかねず、結果として補助対象経費の金額が不正確となってしまう。

よって、県においては、事務局職員人件費については、業務時間等の記録を行うこと等により、各協会が負担する割合の妥当性を示す文書を保存することが望ましいが、実務上、業務時間の区分等が困難な場合には、関係する両協会の年間のスケジュール等を参考にして予定業務時間の割合を出して給与負担の割合を算出すること等も考えられる。

②【意見2】補助事業精算書における補助対象経費の記載について

福岡県観光温泉地振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費の科目については「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」との記載がある。

しかし、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿には、「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」といった明確な科目の記載は無い。このため、補助対象経費の科目に沿った使用がなされているか分かりづらい。

しかし、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿を閲覧する限り、明らかに補助対象経費の科目である「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」から逸脱する使用はないと判断できた。

使用内容に問題はなかったものの、明瞭性を担保するため、県においては、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿において補助対象経費の科目の記載をするように、福岡県観光温泉地協会を指導することが望ましい。

Ⅱ) 福岡県旅館ホテル振興事業補助金

①【意見3】補助事業精算書における補助対象経費の記載について

福岡県旅館ホテル振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象となる事業のうち補助対象経費については次のような記載がある。

＜補助対象経費の科目＞

区分		補助対象経費
旅館ホテル振興事業	(1) 組合員のサービス向上を目的として行う研修事業	給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
	(2) 旅館ホテルの情報収集・発信事業	
	(3) 旅館ホテルの振興に関する事業	
	(4) 宿泊施設受入対応の事前相談業務及び改善相談業務事業	給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
	(5) 宿泊施設おもてなし向上研修事業	
	(6) 観光地魅力向上理解促進事業	

(出所：「福岡県旅館ホテル振興事業補助金交付要綱」から監査人作成)

事業実施後に補助対象事業者である福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合から事業実績報告書及び補助事業精算書が県へ提出されており、具体的に実施された事業の金額は補助事業精算書で把握できる。

補助事業精算書の内容を閲覧すると、実施された事業名称の記載はあるものの補助対象経費の科目の記載は無い。このため、本補助金交付要綱に定められた補助対象経費に対して支出がなされているのか把握できず、適切な支出がされているか判断できない。

補助金額を確定するためには、次のとおり審査を行い、適正に実施されたと認められるか否かが重要である。しかし、現状は補助対象経費の把握ができず、実質的に審査が不足している可能性がある。

<補助金に係る審査>

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該組合に通知するものとする。

(出所：「福岡県旅館ホテル振興事業補助金交付要綱」)

よって、県は、補助事業精算書において、補助対象経費の科目の記載を明記するよう
に、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して指導等を行うことが望ましいと考え
る。

Ⅲ) 福岡県観光土産品振興事業補助金

事務局職員人件費に係る負担割合の妥当性について

「Ⅰ) 福岡県観光温泉地振興事業補助金 ①【意見1】事務局職員人件費に係る負担
割合の妥当性について」にも記載したとおり、複数の組織に属し、給与負担の割合に
より算出すべき事務局職員人件費については、業務時間等の記録を行うこと等により、
各協会が負担する割合の妥当性を示す文書を保存することが望ましいが、実務上、業
務時間の区分等が困難な場合には、関係する両協会の年間のスケジュール等を参考に
して予定業務時間の割合を出してすること等も考えられる。

①【意見4】補助事業精算書における補助対象経費の記載について

福岡県観光土産品振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費の科目について
は「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、
負担金」との記載がある。

しかし、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿には、「賃金、報償費、
旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金」といった明
確な科目の記載は無い。このため、補助対象経費の科目に沿った使用がなされているか
分かりづらい。

しかし、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿を閲覧する限り、明らか
に補助対象経費の科目である「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料
及び賃借料、備品購入費、負担金」から逸脱する使用はないと判断できた。

使用内容に問題はなかったものの、明瞭性を担保するため、県においては、補助事業
精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿において補助対象経費の科目の記載をする
ように、福岡県観光土産品協会を指導することが望ましい。

②【意見5】処分制限財産に係る検討について

福岡県観光土産品振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費として備品購入

費が認められている。

福岡県補助金等交付規則では、次のとおり財産の処分の制限の規定がある。

<処分制限財産の規定>

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、第5条第2項の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合、この限りでない。

- 1 不動産及びその従物
- 2 機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるもの及びその従物

(出所：「福岡県補助金等交付規則」)

このため、県に対して、本補助金における補助対象経費のうち備品購入費は処分制限財産に該当するか、過去の備品購入費の実績を把握しているかを質問したところ、特段確認していないとの回答を得た。

本補助金交付要綱において処分制限財産の定義が明確ではなく、県知事の承認がいまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡県補助金等交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、県においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にすることが望ましい。また、福岡県補助金等交付規則における処分制限財産に該当する場合は、本補助金の交付先が、財産を適切に管理しているかどうか、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

IV) 福岡県旅行业適正化事業補助金

①【意見6】補助事業精算書における支出証拠書類の審査について

本補助金において補助事業精算書及び出納簿の内容の審査について県へ質問したところ、提出を受けた補助事業精算書及び出納簿の内容把握に留まり、領収書やレシート等の支出証拠書類の確認は行っていないとのことであった。

支出証拠書類の確認を行っていない以上、補助対象外経費への補助金充当や、私的流用等のリスクを高めることになりかねない。

よって、県においては、支出証拠書類の提出を求めること等により慎重に審査を行うことが望ましい。なお、すべての支出証拠書類の審査を行うことは事務業務の煩雑性を招く可能性もあるため、必要に応じてサンプルベースで確認を行う等を併せて検討することが望ましい。

2. 日韓海峡沿岸広域観光事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	海外誘客係
事業の概要	北部九州3県・山口県と韓国南部地域1市3道が、日韓海峡沿岸地域を結ぶ広域観光ルートの開発及び広報宣伝を共同で実施することにより、両地域への誘客促進と両地域間の相互交流の促進を図る。

イ. 事業内容

- 福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道で構成した日韓海峡沿岸観光交流会議が実施する日韓海峡沿岸観光交流会議実務担当者会議、日韓海峡沿岸観光交流会議課長会議、日韓観光情報交換会、国際観光博覧会共同参加事業に対する負担金。 - 日本側4県で構成した日韓海峡沿岸広域観光協議会が実施する日本側実務担当者会議、日本側課長会議、韓国向け情報発信事業に対する負担金。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所)	観光庁「宿泊旅行統計」					

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額
1,416	1,416	1,416	1,643
		主な内容	
		・韓国向けプロモーションの実施 ・日韓観光情報交換会の実施 ・国際観光博覧会への共同参加	

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

3. 観光振興事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	企画管理係
事業の概要	福岡県観光推進協議会による広域エリアを結んだモデルコースづくりやPR活動を行い、本県観光の発展と地域の活性化に寄与し、本県への観光客の誘致を促進する。 また、観光産業の更なる発展を目指し、福岡県観光連盟と連携し、観光プロモーションや観光地域づくり支援に取り組みしており、観光連盟の組織強化を図ることで持続可能な観光振興施策を推進していく。

イ. 事業内容

(1) 福岡県観光推進協議会が実施する本県の観光の発展と地域の活性化のための事業等に対する負担金 ・受入環境の充実 ・観光資源の魅力向上 ・効果的な情報発信
(2) (公社) 福岡県観光連盟が実施する県内観光事業及び関連産業の振興を図るための事業等に対する助成 ・観光プロモーション ・観光地域支援事業 ・観光地域づくり専門部署の設置等の体制強化

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952万	1,205万	1,339万	1,410万	1,609万
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所) 観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
129, 203	146, 507	147, 597	138, 509	・ 市町村と連携した広域的な観光 PR ・ 福岡県観光事業推進対策費補助金

(2) 監査の結果及び意見

1) 観光振興事業費（推進協議会負担金）

①【意見7】福岡県観光推進協議会の業務と県の業務の混同について

福岡県観光推進協議会は、県及び県内市町村並びに観光関係の会社や団体等を会員とする任意団体である。事務局は、観光政策課内に設置されており、事務局長は観光政策課長である。また、事務局員は、福岡県商工部観光局職員、福岡県東京事務所職員、福岡県関西・中京事務所職員及び公益社団法人福岡県観光連盟の職員をもってあてるとされている。

福岡県観光推進協議会における起案文書を閲覧したところ、次の文書については、同協議会としての起案ではなく、県観光振興課として起案がされていると考えられるものがあった。

<起案文書>

起案日：令和5年10月12日 決裁日：令和5年10月18日 件 名：福岡県観光パンフレット（英語）印刷業務について（事前伺い） 所属名：商工部観光局観光振興課海外誘客係	起案日：令和6年2月16日 決裁日：令和6年2月16日 件 名：福岡県サイクルツアーリズム情報発信業務の委託について（契約締結伺い） 所属名：商工部観光振興課観光地域づくり係
---	--

（出所：「福岡県観光推進協議会資料」から監査人作成）

上記のとおり、事務局員は、福岡県商工部観光局職員等があてるものであるが、福岡県観光推進協議会は、任意団体として県等から負担金を受けて運営されており、県の業務と同協議会の業務は明確に区分すべきである。しかし、県観光振興課として起案がされていると考えられる文書があることは、同協議会の業務と県の業務が混同されていると見られかねない。

よって、県においては、同協議会の業務と県の業務を混同することなく、起案文書においても明確に区分することが望ましい。

II) 観光振興事業費（日本観光振興協会）

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

III) 観光振興事業費（観光事業推進対策費補助金）

①【意見8】処分制限財産に係る検討について

福岡県観光事業推進対策費補助金交付要綱によれば、補助対象経費として備品購入費が認められている。

福岡県補助金等交付規則では、次のとおり財産の処分の制限の規定がある。

<処分制限財産の規定>

（財産の処分の制限）

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、第5条第2項の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

1 不動産及びその従物

2 機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるもの及びその従物

（出所：「福岡県補助金等交付規則」）

このため、県に対して、本補助金における補助対象経費のうち備品購入費は処分制限財産に該当するか、過去の備品購入費の実績を把握しているかを質問したところ、特段確認していないとの回答を得た。

本補助金交付要綱において処分制限財産の定義が明確ではなく、県知事の承認がないうまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡県補助金等交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。

よって、県においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にすることが望ましい。また、福岡県補助金等交付規則における処分制限財産に該当する場合は、本補助金の交付先が、財産を適切に管理しているかどうか、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

IV) 観光振興事業費（財源検討会議）

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

4. 九州観光戦略推進事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	企画管理係
事業の概要	九州観光を振興するために、九州が一体となって取り組む九州観光戦略の実施主体として設立した九州観光機構に対する負担金。

イ. 事業内容

- 九州観光を取り巻く環境の変化に対応して、平成26年度から10年間の中期計画を記した「第二期九州観光戦略」及び3年間の短期計画「第一次アクションプラン」を策定し、観光客誘致に取り組んできた。
- 令和2年度から令和5年度までは短期計画である「第三次アクションプラン」に基づき九州の観光振興に取り組む。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
観光消費額	兆円	3.5	1.1	3.7		4.0	
入国外国人数	人	632万	0.6万	699万		786万	
延べ宿泊者数	人泊	5,803万	2,609万	6,242万		6,800万	
算式	出所) 第二期九州観光戦略目標値						

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額 主な内容
94,813	94,803	83,427	82,923 ・九州観光機構に対する負担金

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

5. 観光プロモーション推進事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	国内誘客係
事業の概要	旅行博、商談会を活用して、本県の観光素材情報を旅行会社等に対し、効果的に情報発信し、全国から本県への誘客を図る。

イ. 事業内容

(1) 観光素材説明会 九州観光機構が実施する観光素材説明会・相談会（全国主要都市で年2回開催）への参加。
(2) 旅行博覧会（ツーリズムEXPOジャパン）への出展等 特設ブースを設け、6つの広域観光エリアで開発された体験プログラム等のPRを大々的に実施。
(3) 広域エリアプロモーションの強化 6つの広域観光エリアにおいて、これまで開発した体験プログラムの商品化を進めるとともに、旅行者に対するプロモーションを強化。
(4) 観光情報サイト「クロスロードふくおか」のコンテンツの拡充

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 （日本人）	人泊		952万	1,205万	1,339万	1,410万	1,609万
延べ宿泊者数 （外国人）	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所）観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額 主な内容
6,463	10,447	45,273	44,308 ・旅行博、ツーリズム EXPO ジャパ ンへの出展 ・旅行会社向け観光素材説明会の 開催

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

6. TGC北九州を核とした県内周遊促進事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	国内誘客係
事業の概要	TGC（東京ガールズコレクション）in 北九州の開催を支援し、県の観光事業との連携による本県への誘客、周遊を図ることで、地域経済の活性化を推進する。

イ. 事業内容

県、北九州市、地元企業等で構成する北九州都心集客推進委員会が実施するTGC（東京ガールズコレクション）北九州及び関連イベント（福岡の食に関するイベント、キットオフイベント）に係る負担金。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
集客数	人	14,000	中止	10,000	9,960	14,000	10,100
延べ宿泊者数 （日本人）	人泊		952万	1,205万	1,339万	1,410万	1,609万
延べ宿泊者数 （外国人）	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所）観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度	令和5年度	
	当初予算	当初予算	決算額 主な内容
35,000	35,000	35,000	35,000 ・TGC北九州2023開催に係る負担金

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

7. 外国人観光客受入環境整備事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	観光産業係
事業の概要	外国人観光客に対する観光案内の機能強化及び外国人観光客と県内宿泊施設、観光関連施設等との円滑なコミュニケーションを支援するための多言語対応の電話通訳サービスの提供により、外国人観光客に安全で安心して快適に県内観光を楽しんでいただき、本県への再訪につなげる。

イ. 事業内容

県内の宿泊施設や観光関連施設等と同施設を利用する外国人観光客との円滑なコミュニケーションを支援するための多言語対応コールセンターを設置。(対象言語：21言語)

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952 万	1,205 万	1,339 万	1,410 万	1,609 万
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10 万	20 万	61 万	203 万	504 万
算式	出所) 観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額
11,108	11,108	11,108	9,160
		・多言語コールセンター「ふくおか よかとこコールセンター」の運営	

(2) 監査の結果及び意見

- ①【意見9】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について
委託業務を再委託することについては、委託業務契約書にて以下の規定が定められている。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することをあらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(出所:「ふくおかよかとこコールセンター設置運営事業」業務委託契約書)

委託業務について、その業務の一部であっても第三者へ再委託することは禁止であることが原則であるが、あらかじめ県が書面による承認を行った場合は、例外的にその一部を再委託することが可能となる。その際、再委託を県が承認する前提として、その再委託される業務が委託業務の一部であることを客観的に判断できる根拠が必要である。

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託に係る届出書において事前承認を得ており、その業務内容についても検討はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断したのかについての根拠資料がなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。

その際、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。

②【指摘事項1】文書の内容の修正方法について

修正テーブルにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。施行日は令和5年3月28日であり、修正前の決裁日は令和5年3月30日である。

文書番号	4 観政第1889号		
件名	ふくおかよかとこコールセンター設置運営事業委託契約（事前伺い）		
起案日	令和5年3月27日		
決裁日	修正前) 令和5年3月30日	修正後)	令和5年3月28日
施行日	令和5年3月28日		

文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて、以下のように定められている。

(起案の内容の修正及び廃案)

第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておくなければならない。

(出所：福岡県文書管理規程)

文書の内容を修正する際には、修正前の内容が確認できること及びその修正を行った担当者が誰であるかを明らかにしなければならない。

本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

今後は、修正箇所にも二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。

③【意見10】再委託先における保有個人情報報の取扱状況の確認について

個人情報の取扱いに関して、保有個人情報取扱特記事項にて以下の規定が定められている。

(管理及び実施体制)

第2 ……(略) ……

2 乙は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(出所：保有個人情報取扱特記事項)

上記規定を受けて、委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト（以下、個人情報報チェックリスト）において、下記のチェック項目欄が設けられている。

第2 管理及び実施体制

1 保有個人情報の取扱いに関する責任者等を明確にした上で、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷いていますか

・・・・・・・・・・・・・・・・（略）・・・・・・・・

責任者氏名	
責任者連絡先	
従事者（保有個人情報を取り扱う職員）数	

第12 再委託の禁止

24 県の承諾を得て受託事務を第三者に再委託する場合、県において再委託先の個人情報の安全管理体制の整備状況を確認する必要があるため、再委託先から本チェックリストの提出を受けた上で県に提出しなければならぬことを認識していますか

（出所：委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト）

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていないかった。再委託先の情報管理体制については、委託先が責任を負うことを前提としているとのことである。

保有個人情報の取扱事務を第三者に再委託することについて、県が承諾する場合、再委託先における個人情報の安全管理体制の整備状況についても県が主体となって直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に準じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報の管理に關しての責任の所在を明らかにすべきである。

再委託先の個人情報チェックリストについては、委託先が再委託先に確認することになっており、県が直接確認していないことから、委託先において当該個人情報チェックリストを適切に回収・保管されているかどうか不明である。

「知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和5年3月31日福岡県訓令第6号）」の第18条第7項に再委託先への業務委託等について記載がある。保護管理者（所属の長）は、業務の再委託を行う場合には委託先に①保有個人情報の適切な管理能力を有しない者を選定しない（第1項）、②契約書に保有個人情報に関する事項を明記して、再委託先の責任体制等の必要事項を書面で確認する（第2項）といった措置を講じさせなければならない。また、保有する個人情報の秘密性等その内容に於いて、委託先を通じて又は自らが、作業の管理体制や保有する個人情報の管理の

状況を年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない（第5項）。

以上より、再委託した場合に、福岡県が直接、個人情報チェックリストを入手しなければならぬと明記しているものは無かった。また、個人情報の取扱いに関する担当部署に確認したが、明記しているものは無いと回答を得た。しかし、委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましいと考える。

（業務の委託等）

第18条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、保有個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務の委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、保有個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認しなければならない。

（1）保有個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

（途中省略）

5 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに保有個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない。

7 保護管理者は、委託先が保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが第5項の措置を講じなければならない。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（出所：知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程）

④【意見11】再委託先の暴力団排除の誓約書について

県は、暴力団排除に関して、暴力団排除条例にて以下の規定が定められている。

（県の事務及び事業における措置）

第六条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。第十七条第二項第一号及び第二号並びに第十七条の二において同じ。）を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（出所：福岡県暴力団排除条例）

上記規定を受けて、本事業の委託業務契約書において、以下のように定められている。

第12条

4 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにここ契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) ～ (8) (略)

(出所：「ふくおかよかとこコールセンター設置運営事業」業務委託契約書)

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、委託先については、上記規定に従って暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。

上記の点に関して、契約事務の担当課より聴取したところ、特に再委託先から誓約書を徴求すべきことを明記している規程等はないとのことであった。

下記のように、平成24年3月26日付で、「契約事務に係る暴力団排除の強化について」という依命通達が発せられている。

1) 一定の場合（暴力団等が事実上参画していると知りながら下請契約等をしたときや暴力団等との密接な交際等が認められたとき）には、県は、契約を解除できる。

2) 財務規則で様式の定めのない契約書で契約締結を行う場合に、設ける【暴力団排除条項】の記載例を示している。

3) 工事請負契約、物品売買契約及びその他の契約の締結にあたって、暴力団排除条項に関し、意思表示の合致に争いが生じないように提出させることとしている誓約書は、別紙のとおりとする。※誓約書の提出は、契約締結の条件とする。（入札説明書、見積依頼書等で示すこと。）

以上のように、依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とされており、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっており、事後的に契約を解除するよりも、事前に「誓約書」等により確認することにより該当する場合には、契約締結を行わないようにするのが望ましい。

再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。

1 工事請負契約書及び物品売買契約書の主な改正内容

(1) 請負者（受注者）が、暴力団等が事実上経営に参画している者であることを知りながら、その者と下請契約等をしたときは、県は、請負者（受注者）との契約を解除できることとする。

(2) 請負者（受注者）の使用人について、暴力団等との密接交際等が認められたときは、県は、請負者（受注者）との契約を解除できることとする。

2 暴力団排除条項

財務規則で様式の定めのない契約書をもって契約を締結する場合の、契約書に設ける暴力団排除条項は、別紙【暴力団排除条項】のとおりとする。

3 誓約書

工事請負契約、物品売買契約及びその他の契約の締結にあたって、暴力団排除条項に関し、意思表示の合致に争いが生じないように提出させることとしている誓約書は、別紙「誓約書」のとおりとする。

ただし、財務規則第167条の規定に基づき、契約書の作成を省略する場合（建設工事に係る請書（財務規則様式第134号）を使用する場合で、工事請負契約条項を添付する場合を除く。）は誓約書の提出は不要である。

※誓約書の提出は、契約締結の条件とする。（入札説明書、見積依頼書等で示すこと。）

（以下省略）

（出所：契約事務に係る暴力団排除の強化について（依命通達））

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている福岡県の現状にかんがみ、福岡県からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、県民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本として、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（出所：福岡県暴力団排除条項）

8. 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	観光地域づくり係
事業の概要	国内外の観光客に人気が高い体験・交流・滞在型観光資源を開発することにより、新たな観光客を呼び込むとともに、県内各地への周遊を促進する。

イ. 事業内容

(1) 外国人観光客向けのトレイル・サイクル・サイクリング観光資源開発のための推進会議の開催 県、観光連盟、市町村・観光協会、有識者等と連携し、観光客の県内周遊の推進に取り組む。
(2) トレイル・サイクル・サイクリングの観光情報発信の実施 専用WEBサイトやSNSを活用するとともに、海外の展示会への出展や旅行専門社・インフルエンサーを招へいするファームトリップの実施により、国内外へ広く本県の魅力を発信する。
(3) 九州・山口サイクルツーリズムの推進 九州・山口が国内外のサイクリストや観光客にとって「走ってよし」「訪れてよし」の魅力的なサイクリングエリアとなることを目指し、連携してサイクルツーリズムの推進に取り組む。
(4) サイクルステーション等の整備 市町村等が行う、サイクリストの休憩所やサイクルスタンドの設置、宿泊場所における自転車保管場所やサイクルゲートウェイの整備等の受入環境整備に対する助成を行う。
(5) サイクルツーリズムに係る新たなサービスの開発 市町村等が行う、サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出するためのバス等への自転車積載設備の整備やレンタサイクル事業の新規実施等に対する助成を行う。
(6) 台湾のサイクリストをターゲットとした旅行商品の造成 サイクリング人気が高く、今後さらに訪日需要が高まると予想される台湾をターゲットとしたサイクリング旅行商品を造成する。
(7) サイクリングガイド人材の育成

サイクリング旅行商品の造成を促進するため、資格を有するサイクリングガイドを育成する。

(8) トレイルツーリズムに係る旅行商品の造成

三大修験道場の一つである英彦山を詣でる文化に焦点を当て、トレイルルートを開発するとともに、付加価値の高い旅行商品を造成する。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
旅行消費単価 (日本人)	円		37,600	40,300	45,217	42,300	54,442
旅行消費単価 (外国人)	円					61,500	87,512 (R5.4～12月)
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952万	1,205万	1,339万	1,410万	1,609万
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所) 観光庁「旅行・観光消費動向調査」「訪日外国人消費動向調査」 「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度		
		当初予算	決算額	主な内容
18,474	41,111	42,328	39,408	・サイクリングルート開発及び商品化の支援 ・台湾のサイクリスト向け旅行商品造成及びサイクリングガイド育成のための講習会開催

(2) 監査の結果及び意見

I) 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費 (トレイル・サイクリング)

① 【意見12】 補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて

様式第1号(第5条関係) 福岡県サイクルスタント整備等補助金交付申請書には、「(注) 補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載がある。また、福岡県サイクルスタント整備等補助金交付要綱では第5条第2項に交付申請の消費税の扱いに関して、「当該補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならぬ。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。実際に、交付要綱の文言は理解するのは難しいと思われるため、交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。

上記のような消費税の取り扱い、消費税の還付による利得を防ぎ、補助金申請者の消費税の申告状況に関わりなく公平な扱いがなされるよう配慮されたものである。

そのため、上記消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、対象経費の相手先から入手した資料から誤って（消費税が明記されている場合）、消費税を減額した金額を記載してしまいう可能性がある。これに対して、消費税還付の利得の可能性のある一般課税事業者は申請の際に消費税及び地方消費税を減額して、補助対象経費を記載してもらえばよいと考える。

なお、補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。

例えば、交付申請書に免税事業者、簡易課税事業等の区分の項目を入れて、利得の可能性のない免税事業者等は総額（税込額）を記載してもらい、利得の可能性のある一般課税事業者は消費税額を減額した金額（申請時において消費税及び地方消費税が明らかでない場合には、この限りではない）を記載してもらおう等、利用者が記載しやすい取扱いを検討することが望ましいと考える。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（出所：福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱）

II）体験・交流・滞在型観光資源開発事業費（サイクリングガイド人材育成）

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

9. 宿泊税基金積立金

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	企画管理係
事業の概要	福岡県宿泊税条例において、宿泊税を課する旨が規定されている。観光の振興を図る施策に充当していくため、福岡県宿泊税基金条例に基づき、宿泊税収の使途明確化を目的に設置された基金に、宿泊税収の積み立てを行う。

イ. 事業内容

観光の振興を図る施策に充当していくため、福岡県宿泊税基金条例に基づき、宿泊税収の使途明確化を目的に設置された基金に、宿泊税収の積み立てを行う。

ウ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額 主な内容
762,218	873,526	1,310,990	1,616,401 ・宿泊税基金積立金

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

10. 福岡県宿泊税交付金

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	企画管理係
事業の概要	市町村が交付金を活用した観光振興施策を実施することで、それぞれの地域の観光資源の魅力向上、受入環境の充実及び観光客・宿泊者の増など、県全体の観光の底上げを図る。

イ. 事業内容

(1) 交付金配分の考え方

宿泊者数による配分と、宿泊者の一定割合が宿泊地以外の県内他地域を訪問していることから旅行者数による配分を行う。

(2) 交付金配分のウエイト

宿泊者の2割が宿泊地以外の県内他地域を訪問している分析結果（観光ビッグデータ調査）に基づき、次のとおりとする。

配分項目	ウエイト
① 宿泊者数	80%
② 旅行者数	20%

(3) 市町村への配分

同一基準で客観的に分析できる統計として、以下の指標を用いる。なお、県全体の観光の底上げを図る観点から、最小交付金額は50万円とする。

配分項目	指標
① 宿泊者数	宿泊税納税実績
② 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく各市町村への旅行者数

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952万	1,205万	1,339万	1,410万	1,609万
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所) 観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
235, 853		235, 260	332, 787	332, 321 ・福岡県宿泊税交付金

(2) 監査の結果及び意見
入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

11. 宿泊施設受入対応強化支援事業

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	観光産業係
事業の概要	宿泊施設における宿泊客の利便性や満足度向上を図るため「おもてなし」環境の整備に向けた取組を支援することにより、宿泊施設の受入対応の強化を図り、外国人をはじめとした旅行者の宿泊需要への対応やリピーターの確保につなげる。

イ. 事業内容

福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合が実施する事業への助成
(1) 宿泊施設生産性向上の事前相談・改善業務 宿泊事業者からのインバウンド対応や旅館等の魅力向上等の相談に応じ、県が行う「宿泊事業者生産性向上支援事業」の申請についての事前相談、書類作成支援を行う。
(2) 観光地魅力向上理解促進事業 県内の観光地の魅力向上や観光資源についての理解促進のため、宿泊施設に掲示するポスターやカード等を作成するとともに、県内観光地の特色ある魅力を発信するための事業を実施。
(3) 宿泊施設のおもてなし向上研修 県内各地域の宿泊施設の意識・スキル向上のための研修を開催。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
旅行消費単価 (日本人)	円		37,600	40,300	45,217	42,300	54,442
旅行消費単価 (外国人)	円					61,500	87,512 (R5.4～12月)
算式	出所)	観光庁「旅行・観光消費動向調査」「訪日外国人消費動向調査」					

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当予算	決算額	主な内容
391,136	25,918	25,918	25,798	・福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合への助成

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

12. 新たな観光地域づくり推進費

- (1) 事業の概要
ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	観光地域づくり係
事業の概要	県内4地域に設定した「広域観光エリア」において、「体験する、観る、食べる」をまろごと楽しめる新たな観光エリアを創出し、本県への更なる誘客、旅行消費の拡大を図る。

イ. 事業内容

- (1) テーマに基づく観光素材開発

県内4地区に設定した広域観光エリア（※）において、（公社）福岡県観光連盟や市町村、観光協会、商工会議所・商工会からなる検討会を設置し、検討会での議論を踏まえ、地域ごとに設定した観光テーマに基づく体験プログラム等の観光資源開発・磨き上げ、それらを組み込んだ旅行商品造成を実施する。

※4つの広域観光エリア

- ① 筑前玄海エリア（宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町）
- ② 八女・筑後・広川エリア（八女市・筑後市・広川町）
- ③ 飯塚・嘉麻・桂川エリア（飯塚市・嘉麻市・桂川町）
- ④ 京築エリア（行橋市・豊前市・荻田町・みやこ町・吉富町・上毛町・築上町）

- (2) 観光素材の開発に取り組む事業者への支援

新たな食のメニュー開発など、観光素材の開発に必要な施設改修、備品・消耗品等の購入に対する補助。

- (3) 個性ある宿泊施設の整備に取り組む事業者への支援

民間事業者が行う、その地域の歴史・文化・自然環境等の特色を活かした古民家やグランピング等の個性ある宿泊施設の整備に対する補助。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952 万	1, 205 万	1, 339 万	1, 410 万	1, 609 万
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10 万	20 万	61 万	203 万	504 万
旅行消費単価 (日本人)	円		37, 600	40, 300	45, 217	42, 300	54, 442
旅行消費単価 (外国人)	円					61, 500	87, 512 (R5. 4～12 月)
算式	出所) 観光庁「宿泊旅行統計」「旅行・観光消費動向調査」「訪日外国人消費動向調査」						

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額 主な内容
	90, 321	90, 321	63, 376 ・国内外の観光客向け体験プログラムの検討、開発 ・新たな観光地域づくり補助金 ・福岡県個性ある宿泊施設整備補助金

(2) 監査の結果及び意見

① 【意見13】 補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて

様式第1号（第8条関係）新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載がある。また、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では第8条第2項に交付申請の消費税の扱いに関して、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならぬ。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。実際に、交付要綱の文言は理解するのは難しいと思われるため、交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。

上記のような消費税の取り扱いは、消費税の還付による利得を防ぎ、補助金申請者の消費税の申告状況に関わりなく公平な扱いがなされるよう配慮されたものである。

そのため、上記消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、対象経費の相手先から入手した資料から誤って（消費税が明記されている場合）、消費税を減額した金

額を記載してしまう可能性がある。これに対して、消費税還付の利得の可能性のある一般課税事業者は申請の際に消費税及び地方消費税を減額して、補助対象経費を記載してもらえばよいと考える。

なお、補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。

例えば、交付申請書に免税事業者、簡易課税事業等の区分の項目を入れて、利得の可能性のない免税事業者等は総額（税込額）を記載してもらい、利得の可能性のある一般課税事業者は消費税額を減額した金額（申請時において消費税及び地方消費税が明らかでない場合には、この限りではない）を記載してもらおう等、利用者が記載しやすい取扱いを検討することが望ましいと考える。

（交付申請）

第8条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（出所：新たな観光地域づくり補助金交付要綱）

13. テーマ別観光振興事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	観光地域づくり係
事業の概要	資生堂九州福岡工場の新設を契機として、近隣市町村と連携し、新たな観光エリアを創出することで、都市部に集中している観光客の周遊を図るとともに、滞在時間や観光消費額の拡大を図る。

イ. 事業内容

(1) テーマに基づく観光素材開発 久留米・うきは・朝倉エリア（久留米市・うきは市・朝倉市）において、（公社）福岡県観光連盟や市町村、観光協会、商工会議所・商工会からなる検討会での議論を通じ、「美と健康」をテーマとした体験プログラム等の観光資源開発・磨き上げ、それらを組み込んだ旅行商品造成を実施する。
(2) 観光素材の開発に取り組む事業者への支援 新たな食のメニュー開発など、観光素材の開発に必要な施設改修、備品・消耗品等の購入に対する補助。
(3) 個性ある宿泊施設の整備に取り組む事業者への支援 民間事業者が行う、その地域の歴史・文化・自然環境等の特色を活かした古民家やグランピング等の個性ある宿泊施設の整備に対する補助。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952 万	1,205 万	1,339 万	1,410 万	1,609 万
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10 万	20 万	61 万	203 万	504 万
算式	出所)	観光庁「宿泊旅行統計」					

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
4,901	22,901	22,901	29,200	・新たな観光地域づくり補助金 ・福岡県個性ある宿泊施設整備補助金

(2) 監査の結果及び意見

① 【意見 14】 補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて

「12. 新たな観光地域づくり推進費 (2) 監査の結果及び意見」にも記載したとおり、様式第 1 号 (第 8 条関係) 新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「(注) 補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載がある。また、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では第 8 条第 2 項に交付申請の消費税の扱いに関して、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。実際に、交付要綱の文言は理解するのは難しいと思われるため、交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。

上記のような消費税の取り扱い、消費税の還付による利得を防ぎ、補助金申請者の消費税の申告状況に関わりなく公平な扱いがなされるよう配慮されたものである。

そのため、上記消費税の還付による利得の可能性が無い業者 (免税事業者、簡易課税事業者および 2 割特例事業者) は、総額を申請できるはずであるが、対象経費の相手先から入手した資料から誤って (消費税が明記されている場合)、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。これに対して、消費税還付の利得の可能性のある一般課税事業者は申請の際に消費税及び地方消費税を減額して、補助対象経費を記載してもらえばよいと考える。

なお、補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。

例えば、交付申請書に免税事業者、簡易課税事業等の区分の項目を入れて、利得の可能性のない免税事業者等は総額 (税込額) を記載してもらい、利得の可能性のある一般課税事業者は消費税額を減額した金額 (申請時において消費税及び地方消費税が明らかでない場合には、この限りではない) を記載してもらおう等、利用者が記載しやすい取扱いを検討することが望ましいと考える。

14. インバウンド誘客先多角化促進事業

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	海外誘客係
事業の概要	社会情勢や自然災害等各種要因による変動リスクを最小限に抑えるため、経済波及効果の高い欧米豪市場・中国市場や新規就航・増便が相次ぐASEAN市場など幅広い国・地域からの誘客を促進する。

イ. 事業内容

(1) 中国に向けたプロモーション 中国会員制交流サイト「We Chat（微信）・Weibo（微博）」を活用した誘客促進事業の実施。
(2) 東南アジアに向けたプロモーション ① 訪日 WEB メディアと連携した福岡誘客キャンペーンの実施 ② 航空会社と連携した旅行会社及びメディアの招請事業の実施
(3) 欧米豪に向けたプロモーション ① 豪州の日系旅行会社と連携したプロモーションの実施 ② Visit Japan Travel Mice マーケットへの出展
(4) 戦略的な WEB プロモーション ① 観光情報サイト「VISIT FUKUOKA」（英・中（繁体字/簡体字）・韓）のコンテンツの拡充 ② 訪日リピーター層に向けた精度の高いターゲティング広告の配信および分析 ③ 「福岡県 WEB 観光案内所」の運営

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10 万	20 万	61 万	203 万	504 万
算式	出所)	観光庁「宿泊旅行統計」					

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
86,383	85,421	85,691	84,896	・中国、東南アジア、欧米豪に向けた プロモーションの実施 ・戦略的なWEBプロモーションの実施

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

15. 福岡県観光未来人材育成事業

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	観光産業係
事業の概要	外国人観光客の急増や多様化するニーズに対応できる人材を育成し、国内外から本県への誘客を促進する。

イ. 事業内容

(1) 観光ボランティアガイドリーダーの育成 観光ボランティア等のスキルアップのための講座や県内全域の観光ボランティアガイドを集めた全体講習会（観光ガイドコースの企画づくり、講義・実習、先進地視察）の開催。
(2) 地域観光コンシェルジュの育成 観光案内のスキルアップのための講座開催や県内全域の観光案内所スタッフを集めた全体講習会（案内の対応、先進事例紹介など）の開催。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
観光産業を支える人材の育成人数	人		885	1,000	1,302	2,000	2,294
算式	出所)	観光産業を支える人材育成に係る各種研修参加者数					

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和5年度	
			決算額	主な内容
8,613	8,613	8,613	8,285	・観光ボランティアガイドや地域観光コンシェルジュ育成のための研修実施

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

16. 観光振興体制強化事業

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	観光産業係
事業の概要	更なる観光地域づくりを進めるため、県内の観光協会をはじめとする観光団体等を対象にDMO本登録に必要な専門人材を育成するとともに、各地域のDMO化の加速を図る。 また、県内DMOにおける地域内外の事業者との協業による新たな事業への取組を支援することにより、観光客の地方への誘客を促し、旅行消費額の拡大を図る。

イ. 事業内容

(1) DMO本登録に必要な人材の育成 DMOの役割を担うために必要な「観光データ分析」、「デジタルマーケティング」の専門人材を育成し、県内の候補DMOの本登録化を促進する。
(2) DMO本登録等に向けたワンストップ支援相談窓口の開設 観光協会等のDMO登録要件に関する相談・指導を行う「ワンストップ支援相談窓口」を設置。併せて、候補DMO等に対し、事業計画に記載の事業実施に向けた課題を解決するための幅広い相談を受け付けるとともに、各地域へ専門家を派遣し、その進捗管理も実施。
(3) DMOの新規事業創出支援 観光地域づくりの中核として地域の課題解決に取り組む県内のDMOに対し、県外の事業者や異業種とのマッチングを図り、地域活性化のための協業を促進し、新たな視点・発想による事業化を支援する。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
観光産業を支える人材の育成人数	人		885	1,000	1,302	2,000	2,294
観光地域づくり法人及び観光地域づくり候補法人数	団体	12	14	13	14	14	15
算式	出所) 観光産業を支える人材育成に係る各種研修参加者数						

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額 主な内容
13,999	13,999	24,019	20,988 ・DMO本登録等に向けたワンストップ 支援窓口の開設 ・DMO本登録に必要な専門人材育成研 修「ふくおか観光地域づくり共創塾」 の実施 ・DMOの新規事業創出支援

(2) 監査の結果及び意見

I) 観光振興体制強化事業

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

II) 観光振興体制強化事業 (DMOの新規事業創出支援事業)

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

17. 日田彦山線沿線地域観光振興事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	観光地域づくり係
事業の概要	日田彦山線沿線地域の復興を図るため、東峰村、添田町それぞれの状況に合わせた観光地域づくりの取組に対する支援を行う。

イ. 事業内容

(1) 東峰村、添田町の観光地域づくりを推進するための検討会の設置・運営 東峰村、添田町や（公社）福岡県観光連盟、観光関連組織、商工会等からなる検討会を設置し、村・町それぞれの魅力を活かした体験プログラム等の観光資源開発・磨き上げ、それらを組み込んだ旅行商品を造成する。
(2) 観光素材の開発に取り組む事業者への支援 新たな食のメニュー開発など、観光素材の開発に必要な施設改修、備品・消耗品等の購入に対する補助。
(3) 個性ある宿泊施設の整備に取り組む事業者への支援 民間事業者が行う、その地域の歴史・文化・自然環境等の特色を活かした古民家やグランピング等の個性ある宿泊施設の整備に対する補助。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
観光資源開発数 (東峰村)	団体		0	2	4	4	
観光資源開発数 (添田町)	団体		0	2	2	4	15
算式	出所)	東峰村、添田町において開発・磨き上げを行う観光資源の数					

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
5,793	22,893	22,893	13,141	・国内外の観光客向け体験プログラムの検討・開発 ・新たな観光地域づくり補助金 ・福岡県個性ある宿泊施設整備補助金

(2) 監査の結果及び意見

① 【意見15】 補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて

「12. 新たな観光地域づくり推進費 (2) 監査の結果及び意見および 13. テーマ別観光振興事業費 (2) 監査の結果及び意見」にも記載したとおり、様式第1号 (第8条関係) 新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「(注) 補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載がある。また、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では第8条第2項に交付申請の消費税の扱いに関して、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。実際に、交付要綱の文言は理解するのは難しいと思われるため、交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。

上記のような消費税の取り扱い、消費税の還付による利得を防ぎ、補助金申請者の消費税の申告状況に関わりなく公平な扱いがなされるよう配慮されたものである。

そのため、上記消費税の還付による利得の可能性が無い業者 (免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者) は、総額を申請できるはずであるが、対象経費の相手先から入手した資料から誤って (消費税が明記されている場合)、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。これに対して、消費税還付の利得の可能性のある一般課税事業者は申請の際に消費税及び地方消費税を減額して、補助対象経費を記載してもらえばよいと考える。

なお、補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。

例えば、交付申請書に免税事業者、簡易課税事業等の区分の項目を入れて、利得の可能性のない免税事業者等は総額 (税込額) を記載してもらい、利得の可能性のある一般課税事業者は消費税額を減額した金額 (申請時において消費税及び地方消費税が明らかでない場合には、この限りではない) を記載してもらおう等、利用者が記載しやすい取扱いを検討することが望ましいと考える。

18. 観光ビッグデータ旅行実態調査事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	企画管理係
事業の概要	ローミングデータ（携帯電話の基地局情報）による観光客の県内市町村への来訪・周遊状況調査を実施するとともにアンケート等を活用し、観光客の旅行実態を把握する。

イ. 事業内容

- 携帯電話の基地局情報（※）による本県への滞在・周遊状況の調査に加え、新たにWebアンケートやSNS情報等を活用し、観光客の旅行実態（旅マエ、旅ナカ、旅アト）を把握するための調査を実施。 - コロナの影響や施策実施後における状況変化など、人流の変化をタイムリーに把握するため、観光スポットやエリアを限定した地点における旅行者数の推移や旅行者の居住地の変化などについて、リアルタイムな動向を分析。
--

※携帯電話の基地局情報

携帯電話ネットワークは電話・メールを常時利用できるよう、基地局エリアごとに所在する携帯電話を周期的に把握しているため、当該情報を活用することで、人口増減等の推計が可能。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952 万	1,205 万	1,339 万	1,410 万	1,609 万
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10 万	20 万	61 万	203 万	504 万
算式	出所)	観光庁「宿泊旅行統計」					

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額 主な内容
0	25,865	28,739	27,275 ・モバイル空間統計を活用した観光客の来訪・宿泊や周遊状況調査

				・WEBアンケート等を活用した観光客の旅行実態調査
--	--	--	--	---------------------------

(2) 監査の結果及び意見

I) 観光客の周遊等の状況に関する調査業務委託

①【意見16】適切な予定価格の設定について

観光客の周遊等の状況に関する調査業務委託について、県は、前年度に実施された企画提案公募方式により選定された受託事業者と特命随意契約を行っている。

本業務の契約締結にあたり、県は、予定価格の作成に当たり、参考見積書を1者(株式会社よかネット)のみから入手して当該参考見積書の金額をそのまま積算根拠としている。

参考見積書を提出した業者は、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思考が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書入手して参考見積書の内容をそのまま予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

福岡県財務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求しており、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考とすべきである。

< 予定価格の決定方法 >

(予定価格の決定方法)
第152条 (略)
2 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(出所：福岡県財務規則)

上記を踏まえ、本業務の文書を検討したところ、県は、参考見積書の内容について実例価格等の妥当性を検討した文書は残していない。また、1者のみから参考見積書入手することについて、1者のみとした理由は起案文書等に記載していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できなかった。もし、当該業務を実施している業者が僅少であるならばその旨等を記載するのが望ましい。

よって、県においては、福岡県財務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書化することが望ましい。

19. インバウンド需要開拓事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	海外誘客係
事業の概要	入国制限など国による水際対策により皆減したインバウンド観光客をコロナ禍以前の状態に戻すため、海外の旅行会社に最新の観光情報を届け、本県を周遊する旅行商品を造成してもらうため、オンラインの商談会を実施し、現地旅行会社との関係強化を図る。

イ. 事業内容

現地の旅行会社に対し、福岡県の最新の観光情報を提供するオンライン観光説明会の実施。(対象国：欧米豪、東アジア、ASEAN)

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10 万	20 万	61 万	203 万	504 万
算式	出所)	観光庁「宿泊旅行統計」					

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額
0	54,486	18,687	1,200
		主な内容 ・オンライン観光説明会用デジタルプラットフォームの管理経費	

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

20. 宿泊事業者生産性向上支援事業費

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	観光産業係
事業の概要	宿泊業の生産性向上、収益力の改善を通じた宿泊業の持続的な成長を目的として、専門アドバイザーによる個々の宿泊施設の課題抽出、改善に向けた助言、指導、実現までの伴走支援を行うとともに、宿泊事業者の生産性向上に向けた取組や設備投資等を支援する。

イ. 事業内容

(1) 宿泊業専門アドバイザー等による課題整理及び解決に向けた個別経営支援 宿泊業専門診断スタッフ、宿泊業専門アドバイザーの知見による現場確認・ヒアリングにより個別課題を抽出し、課題の整理・分析を行う。また、課題解決に向けたセンターの既存アドバイザーとの連携により、支援計画の提案を行い、生産性向上に向けた取組みへの支援を行う。
(2) 宿泊事業者の生産性向上に資する取組への支援 センターの生産性向上支援計画に基づき、県内（政令市を除く）の宿泊事業者が実施する設備導入等に対する助成を行う。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
旅行消費単価 (日本人)	円		37,600	40,300	45,217	42,300	54,442
旅行消費単価 (外国人)	円					61,500	87,512 (R5.4～12月)
算式	出所)	観光庁「旅行・観光消費動向調査」「訪日外国人消費動向調査」					

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額 主な内容
0	80,121	79,994	65,777 ・専門アドバイザー等による課題解決及び個別経営支援 ・宿泊事業者生産性向上支援補助金

(2) 監査の結果及び意見

①【意見17】県税の滞納状況の確認について

補助金の交付対象者について、不適格要件として福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付要綱第3条2項に列挙されている項目のうち、(1)～(3)については、暴力団排除の誓約書により確認をすることになっているが、(4)県税に滞納があるものについては、確認する手続きがない状況である。補助金の交付申請の添付書類に、納税証明書を追加するなど、補助金の交付対象者であることを積極的に確認すべきである。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 福岡県内（政令市を除く。）で宿泊施設の営業許可を受け、又は届出をした中小企業者等
 - (2) 業務プロセスの効率化及び省力化又は収益性の向上に対する高い意欲を有すること
 - (3) 福岡県中小企業生産性向上支援センター（以下「センター」という。）に申込み、生産性アドバイザーの支援を受け、真摯に生産性向上の取り組みを行っていること
- 2 交付対象者は以下に該当しないものとする。
- (1) 暴力団又は暴力団員
 - (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
 - (3) 暴力団と密接な関係を有するもの
 - (4) 県税に滞納があるもの

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、知事が別に定める期限までに、「福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者調書（様式第1号の2）
- (2) 役員名簿（様式第1号の3）
- (3) 事業計画書（様式第1号の4）
- (4) 生産性向上計画書（様式第1号の4別添）
- (5) 補助対象経費収支予算書（様式第1号の5）
- (6) 暴力団排除に係る誓約書（様式第1号の6）
- (7) 承諾書（様式第1号の7）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（出所：福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付要綱）

②【指図書事項2】福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書について

補助事業者から毎会計年度終了後、「福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書」を受領し、速やかに知事に提出する必要があるが、補助事業者から当該報告書を受領していないものがあった。令和4年度21件のうち、3件が未受領であった。知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったときは、交付決定の取消しの対象となっており、今後は、未提出の補助事業者に対しては提出の催促をし、それでも未提出の補助事業者に対しては、交付決定の取消しに該当するかどうかの検討を含め、適切に対応すべきである。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
 - (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
 - (4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
 - (5) 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。
 - (6) 第3条第2項に規定するものに該当することが明らかになったとき。
- 2 前項の規定は、第14条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項の規定に基づく交付決定の取消しを行ったときは、「福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付決定取消通知書」(様式第9号)により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助事業の成果報告)

第20条 補助事業者は、補助事業終了月を含む決算期末及びその翌年度から3年間、「福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書」(様式第10号)を毎会計年度終了後、速やかに知事に提出しなければならない。

(出所：福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付要綱)

21. 観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業費

(1) 事業の概要
ア. 概要

所管部署	観光政策課
担当係	観光産業係
事業の概要	福岡県を観光する外国人観光客に対し、「新たな旅のエチケット」に則った振る舞いができるよう働きかけ、外国人旅行者及び観光地の双方が安全・安心に過ごることができるようにするための情報発信を行う。

イ. 事業内容

令和4年度に県が制作した「福岡県観光地向け感染防止対策ピクトグラム（英・韓・中併記版）」をダウンロードするための専用WEBサイトの保守管理を実施。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10 万	20 万	61 万	203 万	504 万
算式	出所) 観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度		
		当初予算	決算額	主な内容
0	9,424	5,066	4,764	・福岡県版「観光地向け感染防止対策ピクトグラム（多言語版）」の周知

(2) 監査の結果及び意見

①【指摘事項3】文書の内容の修正方法について

修正テーブルにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。修正前の決裁日は令和5年12月3日であり、施行日は令和5年12月4日である。

文書番号	5 観政第 1297 号		
件名	「福岡県観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業」業務委託契約の変更について（協議伺い）		
起案日	令和 5 年 12 月 04 日		
決裁日	修正前)	令和 5 年 12 月 3 日	修正後) 令和 5 年 12 月 4 日
施行日	令和 5 年 12 月 4 日		

文書の内容の修正方法については、以下のように福岡県文書管理規程に定められている。

(起案の内容の修正及び廃案)

第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておくなければならない。

(出所：福岡県文書管理規程)

文書の内容を修正する際には、修正前の内容が確認できること及びその修正を行った担当者が誰であるかを明らかにしなければならない。

本事実案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

今後は、修正箇所にも二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。

2.2. 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費

(1) 事業の概要
ア. 概要

所管部署	観光政策課／観光振興課
担当係	観光産業係／国内誘客係、観光地域づくり係
事業の概要	令和6年4月から6月の「福岡・大分デステイネーションキャンペーン」に向け、新たな観光素材開発、観光地域づくりを進めるとともに集中的なプロモーションを展開し、本県の地方部における観光地としての認知度向上を図り、都市部に集中する観光客の県内周遊を図る。

イ. 事業内容

【福岡・大分DCに向けた観光事業強化費】

(1) 福岡・大分デステイネーションキャンペーン実行委員会負担金
キャンペーンのオーブニングイベント開催準備、パンフレットによる宣伝展開、JRグループとのタイアップキャンペーン、5連貼りポスターの制作・掲出等を実施。

(2) 福岡県デステイネーションキャンペーン実行委員会負担金

① 旅行会社、旅行雑誌等を活用したプロモーションの実施

② 市町村が実施する特別イベントの開催支援

③ 観光素材・観光ルートの開発に取り組み複数市町村への支援

福岡・大分デステイネーションキャンペーンに向けた体験プログラムなどの観光素材及びそれらを繋げた広域観光ルートの開発に必要な経費に対する補助。

④ 観光素材の開発に取り組み事業者への支援

福岡・大分デステイネーションキャンペーンに向けた体験プログラムなど、県の定めたテーマに基づいた観光素材の開発に必要な経費に対する補助。

【ユニバーサルツーリズム推進費】

(1) ユニバーサルツーリズム実践事業者育成

ユニバーサルツーリズム推進の意義などの理解を深めるとともに、県事業への積極的な参加を促すため、観光関連事業者等を対象としたセミナーを開催。

また、ツアー受入事業者の人材育成を図るため、個々の受入施設にアドバイザーを派遣し、ソフト面（従業員研修等）やハード面（施設整備等）からの助言や、バリアフリー情報の発信の仕方等の助言を行う。

(2) 県内周遊促進のための実証実験の実施

本県観光の玄関口である福岡空港や博多駅等で車椅子やベビーカーの貸出を行い、返却は県内各地の主要駅等で返却可能な仕組みを構築するとともに、民間主導でサービスを自走化していくための実証実験を実施。

【MaaSを活用した県内周遊促進事業】

(1) 観光 MaaS を活用した観光客周遊促進事業

① MaaS 実証実験実施エリア（日田彦山線エリア、久留米エリア、有明エリア）内の観光情報・店舗イベント情報の収集及び MaaS アプリへの掲載

② 各エリアで利用できる企画乗車券の造成

(2) 観光地アクセス向上支援

観光地へのアクセス向上を図るためのモビリティ等導入実証実験に係る経費に対する助成を行う。

(3) 企画乗車券の販売支援

各エリアの MaaS 推進会議が行う企画乗車券のプロモーション等に係る経費に対する助成を行う。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
旅行消費単価 (日本人)	円		37,600	40,300	45,217	42,300	54,442
旅行消費単価 (外国人)	円					61,500	87,512 (R5.4～12月)
延べ宿泊者数 (日本人)	人泊		952万	1,205万	1,339万	1,410万	1,609万
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所)観光庁「旅行・観光消費動向調査」「訪日外国人消費動向調査」 「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
			当初予算	決算額 主な内容
0	0	309,815	251,896	・福岡県デスティネーションキャンペーン ・実行委員会への負担金 ・複数市町村連携による観光素材・観光ルートの造成 ・テーマ別体験プログラムの開発

				・ユニバーサルツーリズム推進に向けた観光関連事業者の人材育成や車椅子・ベビーカー貸出の実証実験の実施
--	--	--	--	--

(2) 監査の結果及び意見

I) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費

【福岡デスティネーションキャンペーン実行委員会の事務について】

福岡県デスティネーションキャンペーン実行委員会(以下、「DC 実行委員会」という。)は、福岡・大分デスティネーションキャンペーンの開催にあたり、福岡県内のデスティネーションキャンペーン推進組織として、県・市町村や県内の観光に関わる団体・事業者、各産業団体が連携し、本県が有する豊富な観光資源をさらに磨き上げ、魅力を全国へと広く情報発信し、観光客の誘致促進などの観光振興を図るとともに、各地域において多様な旅行ニーズに対応できる観光地づくりに取り組み、もって地域の活性化に寄与するという目的を達成するため、必要な企画・運営、予算及び決算、観光誘致促進に関することなどの業務を行う組織である。

DC 実行委員会の事務局は設立時には福岡県商工部観光局観光振興課内に置かれ、対象年度には吉塚合同庁舎に移ったものの、事務局長を含む事務局の中核は県職員である。また、収入のほとんどが福岡県負担金である。そのため DC 実行委員会事務についても本報告書の対象に含めることとする。

① 【意見 18】 事務の精度について

「福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けたバス施策専用 Web ページの制作・運営」業務委託の履行確認につき、確認を行った事実、確認日、確認担当者が分かる記載が「支出負担行為決議書兼支出命令書」に記載されている。一方、県の「会計事務チェックシート」においては、検査調書の欄に「検査を行うとき、検査員以外の職員を立ち会わせているか(立会人の記載が必要)」との記載がある。つまり、複数人が関与する県の事務に比べると DC 実行委員会の事務では単独で行ったことから簡略化した形となっている。確かに、DC 実行委員会は県の組織ではない。しかしながら、DC 実行委員会事務局は事務局長を含め県職員が中核となっており、県の負担金により運営されている。そのため、事務は県と同等の精度にて行うことが望ましいと考える。

II) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費 (複数市町村連携による観光素材・観光ルート開発事業費)

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

Ⅲ) 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費（ユニバーサルツーリズム推進事業費）

①【指摘事項4】文書の内容の修正方法について

決裁日の訂正が、もともと記載されていた日時に対して、手書きで上書きする方法で行われている事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。修正前の決裁日は令和5年5月1日（もしくは令和5年5月16日）であり、施行日は令和5年4月26日である。

文書番号	5 観政第 219 号		
件名	「福岡県ユニバーサルツーリズム実践事業者育成事業」業務委託契約の締結について（事前伺い）		
起案日	令和5年4月26日		
決裁日	修正前) もしくは	令和5年5月1日 令和5年5月16日	修正後) 令和5年4月26日
施行日	令和5年4月26日		

文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて以下のとおり定められている。

(起案の内容の修正及び廃案)

第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておかなければならない。

(出所：福岡県文書管理規程)

文書の内容を修正する際には、修正前の内容が確認できること及びその修正を行った担当者が誰であるかを明らかにしなければならない。

本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

今後は、修正箇所に二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。

- ②【意見19】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について
委託業務を再委託することについては、委託業務契約書にて以下の規定が定められている。

(再委託の禁止)

第22条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することをあらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(出所：「福岡県どこでも車椅子・ベビーカー実証事業」業務委託契約書)

委託業務について、その業務の一部であっても第三者へ再委託することは禁止であることが原則であるが、あらかじめ県が書面による承認を行った場合は、例外的にその一部を再委託することが可能となる。その際、再委託を県が承認する前提として、その再委託される業務が委託業務の一部であることを客観的に判断できる根拠が必要となる。

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託について業務委託仕様書に盛り込まれており、その業務内容についても記載はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断した根拠が残されていなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。

その際、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。

③【指図書事項5】契約保証金の減免について

業務委託契約の締結を決定する際に、履行保証保険証券の原本の確認を行うことなく契約保証金の減免を行っていた事案があった。

文書番号	5 観政第 344 号
件名	「福岡県どこでも車椅子・ベビーカー実証事業」業務委託契約の締結について（伺い）
起案日	令和 5 年 5 月 31 日
決裁日	令和 5 年 5 月 31 日
業務委託期間	令和 5 年 5 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日
保険期間	令和 5 年 5 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日
保険契約日	令和 5 年 6 月 5 日
保険証券作成日	令和 5 年 6 月 9 日

契約保証金の減免については、福岡県財務規則にて以下のとおり定められている。

(契約保証金)

第六十九條 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額の百分の十以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。

2～7 ……(略)

(契約保証金の減免)

第七十條 次の各号に掲げる場合は、前条第一項の規定にかかわらず、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。

一 ……(略)

二 契約の相手方が、保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

三～十四 ……(略)

(出所：福岡県財務規則)

上記規定によると、担当者は相手方に対し、県との業務委託契約を締結する際に、所定の額の契約保証金を納付又は提供させなければならないことが原則である。

ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結していることを要件として契約保証金を納付させないことができる。よって、当該要件を以って契約保証金を減免することについては、履行保証保険証券の原本の内容を確認したうえで慎重に判断されるべきである。

本事業において、業務委託契約の締結に係る決裁日が令和5年5月31日、保険証券契約日が令和5年6月5日となっており、この点について担当者へのヒアリングを行った。その結果、契約日について、事前に、県と委託先との間で協議し、令和5年5月31日付で締結することとし、その際、契約保証金の免除のため、事業者が令和5年5月31日付で履行保証保険契約の締結を行うことを口頭で確認していた。後日、履行保証保険証券の提出（証券作成日が令和5年6月9日のためそれ以降提出）を受け、契約締結に係る決裁（支出負担行為決議書における決裁日は令和5年5月31日と記載）を行った。当該決裁において、保険期間が令和5年5月31日からであることを確認していたが、保険契約の契約日（令和5年6月5日）、証券作成日（令和5年6月9日）等の確認が漏れていた。

履行保証保険契約の締結をもって、契約保証金の減免を決定する際は、県を被保険者とする履行保証保険契約がされていることや契約日、契約期間等が要件を満たしているかどうかを委託先から入手した履行保証保険証券の原本により確認した後、業務委託契約を締結すべきである。

④【意見20】再委託先における保有個人情報情報の取扱状況の確認について

「7. 外国人観光客受入環境整備事業費（2）監査の結果及び意見 ③【意見10】再委託先における保有個人情報情報の取扱状況の確認について」にも記載したとおり、保有個人情報情報の取扱いに関して、委託先における保有個人情報情報の取扱状況チェックリスト（以下、個人情報報告チェックリスト）を用いている。県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託先に係る個人情報報告チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報報告チェックリストを直接確認することは行っていないかった。再委託先の情報管理体制については、委託先が責任を負うことを前提としているとのことである。

保有個人情報情報の取扱事務を第三者に再委託することについて、県が承諾する場合、再委託先における個人情報情報の安全管理体制の整備状況についても県が主体となつて直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に準じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報情報の管理に関しての責任の所在を明らかにすべきである。

再委託先の個人情報報告チェックリストについては、委託先が再委託先に確認することになっており、県が直接確認していないことから、委託先において当該個人情報報告チェックリストを適切に回収・保管されているかどうか不明である。

「知事が保有する個人情報情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和5年3月31日福岡県訓令第6号）」の第18条第7項に再委託先への業務委託等について記載がある。保護管理者（所属の長）は、業務の再委託を行う場合には委託先に①保有個人情報情報の適切な管理能力を有しない者を選定しない（第1項）、②契約書に保有個人情報に関する事項を明記して、再委託先の責任体制等の必要事項を書面で確認する（第2項）といった措置を講じさせなければならない。また、保有する個人情報情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが、作業の管理体制や保有する個人情報情報の管理の状況を年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない（第5項）。

以上より、再委託した場合に、福岡県が直接、個人情報報告チェックリストを入手しなければならぬと明記しているものは無かった。また、個人情報情報の取扱いに関する担当部署に確認したが、明記しているものは無いと回答を得た。しかし、委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましいと考える。

⑤【意見21】再委託先の暴力団排除の誓約書について

「7. 外国人観光客受入環境整備事業費（2）監査の結果及び意見 ④【意見11】再委託先の暴力団排除の誓約書について」にも記載したとおり、福岡県は、暴力団排除に関して、暴力団排除条例を定め、委託先から暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手している。

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、委託先については、規定等

に従って誓約書を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。

上記の点に関して、契約事務の担当課より聴取したところ、特に再委託先から誓約書を徴求すべきことを明記している規程等は無いとのことであった。

下記のように、平成24年3月26日付で、「契約事務に係る暴力団排除の強化について」という依命通達が発せられている。

1) 一定の場合（暴力団等が事実上参画していると知りながら下請契約等をしたときや暴力団等との密接な交際等が認められたとき）には、県は、契約を解除できる。

2) 財務規則で様式の定めない契約書で契約締結を行う場合に、設ける【暴力団排除条項】の記載例を示している。

3) 工事請負契約、物品売買契約及びその他の契約の締結にあたって、暴力団排除条項に関して、意思表示の合致に争いが生じないように提出させることとしている誓約書は、別紙のとおりとする。※誓約書の提出は、契約締結の条件とする。（入札説明書、見積依頼書等で示すこと。）

以上のように、依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とされており、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっており、事後的に契約を解除するよりも、事前に「誓約書」等により確認することにより該当する場合には、契約締結を行わないようにするのが望ましい。

再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。

IV) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費（MaaS を活用した県内周遊促進事業）

① 【指図書 6】 MaaS を活用した周遊促進に係る不在代決について

当該事業に係る決裁承認は以下のとおりである。

題	日付		回付上の取扱い
文書番号 4 観振第 1839 号 MaaS を活用した観光客周遊促進支援業務委託に係る提案公募の実施について	起案日	令和 5 年 3 月 24 日	—
	決裁日	空欄	
	施行予定日	令和 5 年 3 月 29 日	
	施行日	空欄	
文書番号 5 観振第 44 号 MaaS を活用した観光客周遊促進支援業務委託に係るブレゼンテーション審査の実施について（通知）	起案日	令和 5 年 4 月 14 日	—
	決裁日	令和 5 年 4 月 14 日	
	施行予定日	空欄	
	施行日	令和 5 年 4 月 14 日	

題	日付		回付上の取扱い
文書番号5観振第56号 「MaaSを活用した観光客周遊 促進支援業務」委託事業者選 定結果について	起案日	令和5年4月18日	公印省略
	決裁日	令和5年4月19日	
	施行予定日	令和5年4月20日	
	施行日	令和5年4月21日	
文書番号5観振第70号 MaaSを活用した観光客周遊促 進支援業務委託に係る提案公 募の実施について（再公募）	起案日	令和5年4月21日	至急
	決裁日	令和5年4月24日	
	施行予定日	空欄	
	施行日	空欄	
文書番号5観振第125号 「MaaSを活用した観光客周遊 促進支援業務」委託事業者選 定委員会の開催について	起案日	令和5年5月11日	公印省略
	決裁日	令和5年5月12日	
	施行予定日	令和5年5月11日	
	施行日	空欄	
文書番号5観振第150号 MaaSを活用した観光客周遊促 進支援業務委託に係るブレゼ ンテーション審査の実施につ いて（通知）	起案日	令和5年5月15日	公印省略
	決裁日	令和5年5月16日	
	施行予定日	空欄	
	施行日	空欄	

このうち、5観振第44号、文書番号5観振第125号、文書番号5観振第150号につ
いて、課長および課長補佐の承認がなく、係長による不在代決となっている（結果的に、
起案者と係長の承認印のみが押印されていた）。

不在代決については、以下のように定められている。

(不在代決)

第七条 知事その他決裁権者が不在のときは、決裁権者が決裁すべき事務を次の表に定めるところにより不在代決することができる。

不在代決することができる者	
区分	決裁権者が不在のとき
知事 知事部局	決裁権者及び上欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。 副課長を置く課にあつては当該事務を担当する課長補佐、その他の課(副課長を置く課で当該事務を担当する課長補佐がいない場合を含む。)にあつては当該事務を所掌する係(以下「主務係」という。)の係長(係を置かない課及び主務係がない課にあつては、課長が指定する職員)

(出所：福岡県事務決裁規程)

決裁権者不在で、かつ、緊急やむを得ないときのみ、係長による不在代決が認められているが、起案書では、緊急やむを得ないときであるという記録が全くなく、ヒアリングやその他の資料でも確認もできなかった。不在代決は、決裁時点で「決裁権者が不在」というだけでは利用できない。
今後は、緊急でやむを得ない場合を除き、適切な決裁者による承認を実施すべきである。

23. 国内観光需要喚起事業

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	国内誘客係
事業の概要	閑散期に旅行需要を分散する宿泊助成・旅行助成の実施や、新型コロナウイルス感染症の影響で激減した修学旅行の誘致の取組を実施する。

イ. 事業内容

(1) 閑散期の平日における県内宿泊促進事業 閑散期の平日（年末年始の繁忙期を除く）に観光客を誘導するため、閑散期の平日に県内宿泊施設（政令市を除く）に宿泊した宿泊者に対し助成を行う。
(2) 修学旅行の商品造成支援 新たに本県を行程に組み入れた県内外の諸学校で修学旅行が実施された場合、その経費の一部を助成する。
(3) SDG s・ワンヘルス学習に対応した修学旅行用プログラムのモニターの実施 ① 中部地方の旅行会社や学校関係者を対象に、SDG sやワンヘルスの学習を組み込んだ修学旅行のモニターを実施。 ② ワンヘルス学習の事前学習・当日学習・事後学習用のワークブックや修学旅行用の素材パンフレットを作成。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 （日本人）	人泊		952 万	1, 205 万	1, 339 万	1, 410 万	1, 609 万
算式	出所）観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当 初 予 算	決 算 額	主 な 内 容
0	0	363,186	233,036	・ 閑散期の平日の県内宿泊助成 ・ 修学旅行で使用するバス料金の助成 ・ ワンヘルス学習に対応した修学旅行 用プログラムモモタツアーの実施

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

24. インバウンド観光再興事業

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光政策課／観光振興課
担当係	観光産業係／海外誘客係
事業の概要	水際対策の緩和によりインバウンドが本格的に再開した機会を捉え、本県への誘客を促進する為、市場に応じた戦略的プロモーションを実施する。

イ. 事業内容

【富裕層を対象とした高付加価値・高単価な旅行商品造成事業】 欧米豪を中心とする富裕層を対象とした高付加価値・高単価なモデルコースの造成、海外旅行会社によるモデルコースの視察及び県内の観光関連事業者との商談会の実施、富裕層向け商談会・旅行博等での旅行商品のプロモーションの実施。 【DCを活用したインバウンドプロモーション事業】 直行便のある地域に対するプロモーション(県内周遊を促すキャンペーンの実施、現地商談会の開催・旅行博への出展、インフルエンサーの招請・情報発信)の実施。 【多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業】 飲食店、宿泊施設を対象に、ハラル、ヴィーガンといった食の多様性を普及・啓発するためのセミナー及びメニューの開発に向けた個別相談支援の実施。併せて、食の多様性に対応したメニューを提供する事業者を海外向け観光情報サイト「VISIT FUKUOKA」で発信。 【新幹線荷物輸送の実証実験の実施】 関西圏を訪問した外国人旅行者を対象に、新幹線を活用した大阪市内のホテルから福岡市内のホテルに荷物を当日配送するサービスの実証実験を実施。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 (外国人)	人泊		10万	20万	61万	203万	504万
算式	出所)観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度		令和5年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
				・富裕層を対象とした高付加価値・高単価な旅行商品造成 ・福岡・大分デステイネーションキヤンペーンを活用したインバウンドプロモーションの実施 ・多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備 ・新幹線荷物輸送の実証実験の実施
0	0	77,070	84,442	

(2) 監査の結果及び意見

I) インバウンド観光再興事業（富裕層を対象とした高付加価値・高単価な旅行商品造成事業）

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

II) インバウンド観光再興事業（DCを活用したインバウンドプロモーション事業）

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

III) インバウンド観光再興事業（多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業）

①【意見 22】 委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について
委託業務を再委託することについては、委託業務契約書にて以下の規定が定められている。

(再委託の禁止)
第 22 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することをあらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
(出所：「多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業」 業務委託契約書)

委託業務について、その業務の一部であっても第三者へ再委託することは禁止であることが原則であるが、あらかじめ県が書面による承認を行った場合は、例外的にその一部を再委託することが可能となる。その際、再委託を県が承認する前提として、その再委託される業務が委託業務の一部であることを客観的に判断できる根拠が必要となる。

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託について業務委託仕様書に盛り込まれており、その業務内容についても記載はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断した根拠が残されていないかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。

その際、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。

②【指摘事項7】文書の内容の修正方法について

修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。修正前の決裁日は令和5年8月4日であり、施行日は令和5年7月26日である。

文書番号	5 観政第542号		
件名	「多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業」業務委託契約の締結について（伺い）		
起案日	令和5年7月26日		
決裁日	修正前)	令和5年8月4日	修正後) 令和5年7月26日
施行日	令和5年7月26日		

文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて以下のように定められている。

(起案の内容の修正及び廃案)
第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならぬ。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておくなければならない。

(出所：福岡県文書管理規程)

文書の内容を修正する際には、修正前の内容が確認できること及びその修正を行った担当者が誰であるかを明らかにしなければならない。

本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によっての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

今後は、修正箇所に二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによって、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。

③【意見 23】再委託先における保有個人情報情報の取扱状況の確認について

「7. 外国人観光客受入環境整備事業費（2）監査の結果及び意見および22. 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費（2）監査の結果及び意見」にも記載したとおり、保有個人情報情報の取扱いに関して、委託先における保有個人情報情報の取扱状況チェックリスト（以下、個人情報チェックリスト）を用いている。県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていないかった。再委託先の情報管理体制については、委託先が責任を負うことを前提としていることである。

保有個人情報情報の取扱事務を第三者に再委託することについて、県が承諾する場合、再委託先における個人情報情報の安全管理体制の整備状況についても県が主体となつて直接確認すべきである。そして、再委託先についても委託先に応じて責任者等を明確に記載し、再委託先における保有個人情報情報の管理に関しての責任の所在を明らかにすべきである。

再委託先の個人情報チェックリストについては、委託先が再委託先に確認することになっており、県が直接確認していないことから、委託先において当該個人情報チェックリストを適切に回収・保管されているかどうか不明である。

「知事が保有する個人情報情報の適切な管理のための措置に関する規程（令和5年3月31日福岡県訓令第6号）」の第18条第7項に再委託先への業務委託等について記載がある。保護管理者（所属の長）は、業務の再委託を行う場合には委託先に①保有個人情報情報の適切な管理能力を有しない者を選定しない（第1項）、②契約書に保有個人情報に関する事項を明記して、再委託先の責任体制等の必要事項を書面で確認する（第2項）といった措置を講じさせなければならない。また、保有する個人情報情報の秘密性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが、作業の管理体制や保有する個人情報情報の管理の状況を年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない（第5項）。

以上より、再委託した場合に、福岡県が直接、個人情報チェックリストを入手しなければならぬと明記しているものは無かった。また、個人情報情報の取扱いに関する担当部署に確認したが、明記しているものは無いと回答を得た。しかし、委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましいと考える。

④【意見 24】再委託先の暴力団排除の誓約書について

「7. 外国人観光客受入環境整備事業費（2）監査の結果及び意見および22. 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費（2）監査の結果及び意見」にも記載したとおり、福岡県は、暴力団排除に関して、暴力団排除条例を定め、委託先から暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手している。

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、委託先については、規定等

に従って誓約書を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。

上記の点に関して、契約事務の担当課より聴取したところ、特に再委託先から誓約書を徴求すべきことを明記している規程等はないとのことであった。

下記のように、平成24年3月26日付で、「契約事務に係る暴力団排除の強化について」という依命通達が発せられている。

1) 一定の場合（暴力団等が事実上参画していると知りながら下請契約等をしたときや暴力団等との密接な交際等が認められたとき）には、県は、契約を解除できる。

2) 財務規則で様式の定めない契約書で契約締結を行う場合に、設ける【暴力団排除条項】の記載例を示している。

3) 工事請負契約、物品売買契約及びその他の契約の締結にあたって、暴力団排除条項に関して、意思表示の合致に争いが生じないように提出させることとしている誓約書は、別紙のとおりとする。※誓約書の提出は、契約締結の条件とする。（入札説明書、見積依頼書等で示すこと。）

以上のように、依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とされており、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっており、事後的に契約を解除するよりも、事前に「誓約書」等により確認することにより該当する場合には、契約締結を行わないようにするのが望ましい。

再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。

IV) インバウンド観光再興事業（新幹線荷物輸送の実証実験実施事業）

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

25. 観光需要喚起事業（宿泊促進事業）

(1) 事業の概要

ア. 概要

所管部署	観光振興課
担当係	国内誘客係
事業の概要	国の地域観光事業支援補助金を活用し、宿泊助成及び地域クーポン券を配付することで、さらなる観光需要を喚起する。

イ. 事業内容

観光需要を喚起するため、全国からの旅行者（県内を含む）を対象に、県内登録宿泊施設に宿泊した場合、その宿泊費の一部を助成するとともに、地域の土産物店や飲食店等で旅行期間中に利用できるクーポン券を配付する。

ウ. 事業の成果指標

項目名	(単位)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
延べ宿泊者数 （日本人）	人泊		952 万	1,205 万	1,339 万	1,410 万	1,609 万
算式	出所) 観光庁「宿泊旅行統計」						

エ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	令和5年度	
		当初予算	決算額 主な内容
			4,921,660 宿泊・旅行助成の実施

(2) 監査の結果及び意見

入手した資料の閲覧を行い、県の担当者へのヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会告示第四号

福岡県議会事務局規程（昭和35年10月福岡県議会公示）第11条第2項の規定に基づき、福岡県議会事務局職員の駐在場所及び担当事務を次表のとおり定める。

駐在場所	担当事務
東京都千代田区	全国都道府県議会議長会等との連絡調整に関すること。

令和 7 年 6 月 2 日

福岡県議会議長 藏 内 勇 夫